

(案)

倉吉市こども計画

一人ひとりのこどもが

いきいきと健やかに育つまち

くらよし

令和8年●月

倉吉市

※本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されていることから、本計画においては、下記のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

<特別な場合の例>

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

市長あいさつ文（予定）

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	5

第2章 倉吉市の現状と課題

1. 統計資料からみる倉吉市の現状	6
2. 前計画からみる倉吉市の現状	19
3. 調査からみる倉吉市の現状	24
4. 倉吉市の課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	28
2. 基本方針	29
3. 計画の体系	30

第4章 施策の展開

1. 基本方針Ⅰの施策	32
2. 基本方針Ⅱの施策	47
3. 基本方針Ⅲの施策	58

第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業	64
2. 教育・保育の提供区域	64
3. 量の見込みと確保方策	65

第6章 計画の推進

1. 計画の進捗管理について	87
2. こども・若者・子育て当事者への意見聴取について	87
3. 国・鳥取県との連携について	88
4. 鳥取県中部圏域の連携について	88

資料編	89
-----	----

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) はじめに

近年のこども・若者を取り巻く施策として、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ協力に推進していくための包括的な計画として、令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」の実現を目的とした、組織編成がなされました。また、同年12月には、「こども大綱」が閣議決定し、こども基本法に基づく、こども施策の基本的な方針等が定められました。

鳥取県においては、令和6年3月に、こども基本法に基づき、こども大綱の内容を勘案した「シン・子育て王国とつとり計画」を策定し、こども施策の関連計画を一体とし、こども・若者に関する取組や施策を総合的に推進しています。

本市においては、平成26年3月に、子ども・子育て支援法に基づき、「倉吉市子ども・子育て会議条例」を制定し、平成27年3月に、子ども・子育て支援の総合的な計画として、「倉吉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しました。第1期の計画期間を平成27年度から平成31年度まで、第2期計画を令和2年度から令和6年度までを計画期間として、子育て支援施策の推進に努めてきました。

本市は、令和7年4月に、子育て支援局を設置するとともに、同局内に、妊娠期から切れ目のない支援体制を強化することを目的に、「こども家庭センター」を設置し、妊娠婦や子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援を行うことのできる体制を整備しました。

本市は、前計画から普遍的な行政目標として、「一人ひとりのこどもがいきいきと健やかに育つまち くらよし」を基本理念に掲げ、様々な子育て支援施策に取り組んできました。全国的な人口減少の中、本市のこども・若者の人口も減少の一途を辿っています。こども・若者を倉吉市のまんなかにとらえ、地域全体で子育てを支え、こどもを産み育てたいと願う親たちが、安心して子育てできるまちを実現するため、これまで取り組んできた施策を、より強力に、かつ総合的に推進していくことを目的として、倉吉市こども計画を策定します。

(2) 国や鳥取県の動向と本市の動き

近年のこども・若者を取り巻く施策については、下記のとおりです。

【国の動向】

時期	国の動向
令和4年6月	○「こども基本法」が成立（令和5年4月施行） こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
令和4年6月	○児童福祉法の改正（令和6年4月施行） 児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化
令和5年4月	○こども家庭庁が発足 「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化
令和5年12月	○「こども大綱」が閣議決定 こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める
令和5年12月	○「こども未来戦略」が閣議決定 全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していく総合的な対策
令和6年6月	○子ども・子育て支援法の改正 「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策の実行（児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備等）
令和6年6月	○「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の改正 子どもの将来の貧困を防ぐこと及び切れ目のない支援の実施

【県の動向】

時期	県の動向
平成22年9月	○「子育て王国とつとり」を建国 妊娠・出産・育児に関する様々な不安や困難に寄り添い、全国に先行して切れ目のない子育て支援施策を展開
平成26年3月	○「子育て王国とつとり条例」の制定 子育て王国とつとりの取組の基本的な考え方を明らかにし、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に資することを目的とするもの
令和6年3月	○「シン・子育て王国とつとり計画」の策定 こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、子育て王国とつとり推進指針、とつとり若者自立応援プラン、鳥取県子どもの貧困対策推進計画を一体として策定

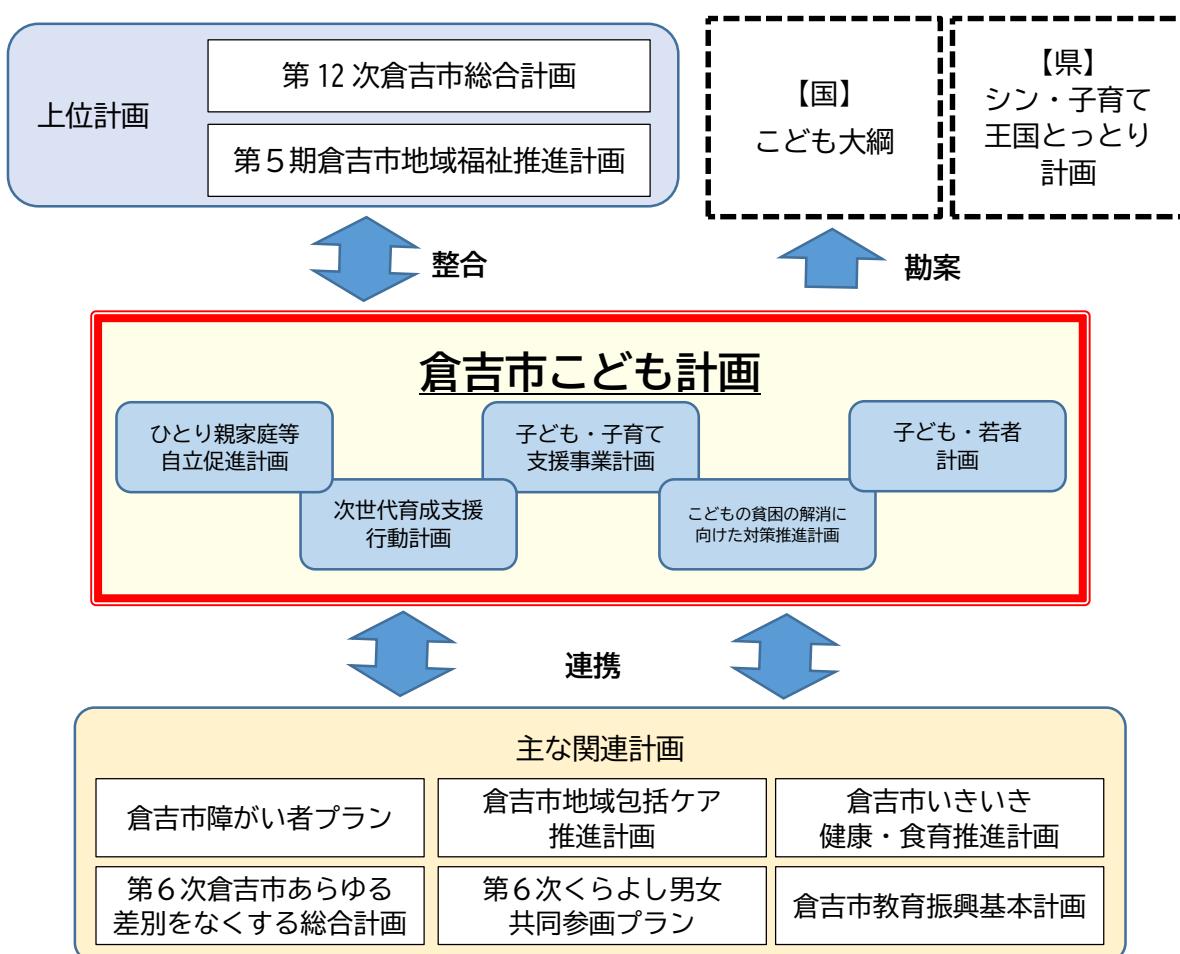
【倉吉市の動き】

時期	県の動向
平成27年3月	○倉吉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）を策定
令和2年3月	○倉吉市子ども・子育て支援事業計画（第2期）を策定
令和7年4月	○子育て支援局を設置（こども家庭センター、こども支援課）

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づき、国の「こども大綱」及び県の「シン・子育て王国とつとり計画」を勘案し、市こども施策を全体として推進していくため、こどもに関する総合的な計画として位置づけます。

また、本計画は、市のまちづくりの最上位計画である「第12次倉吉市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「第5期倉吉市地域福祉推進計画」と整合性を図り、その他の関連計画と連携とともに、こども・若者に関する計画を一体的にまとめ、総合的な計画として策定します。



<こども計画に盛り込む各計画の法的根拠>

法令等	計画名
こども基本法第10条第2項	こども計画
子ども・子育て支援法第61条第1項	子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法第8条	次世代育成支援行動計画
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	ひとり親家庭等自立促進計画
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項	子どもの貧困の解消に向けた対策推進計画
子ども・若者育成支援推進法第9条第1項	子ども・若者計画

3. 計画の期間

計画の期間は令和8年度から令和11年度（4年間）です。

計画	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
倉吉市総合計画				R3～R12			
倉吉市地域福祉推進計画			R6～R10				
倉吉市こども計画		R8～R11					
シン・子育て王国とつとり計画		R6～R10					

4. 計画の対象

本計画の対象は、こども、若者、妊産婦、子育て当事者、関係事業者・団体・地域住民とします。

「こども」は、こども基本法で18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう「心身の発達の過程にある者」と定義されています。「若者」は、そのうち思春期（おおむね中学生から18歳まで）からおおむね30歳までの人をいい、施策によっては40歳未満を含みます。

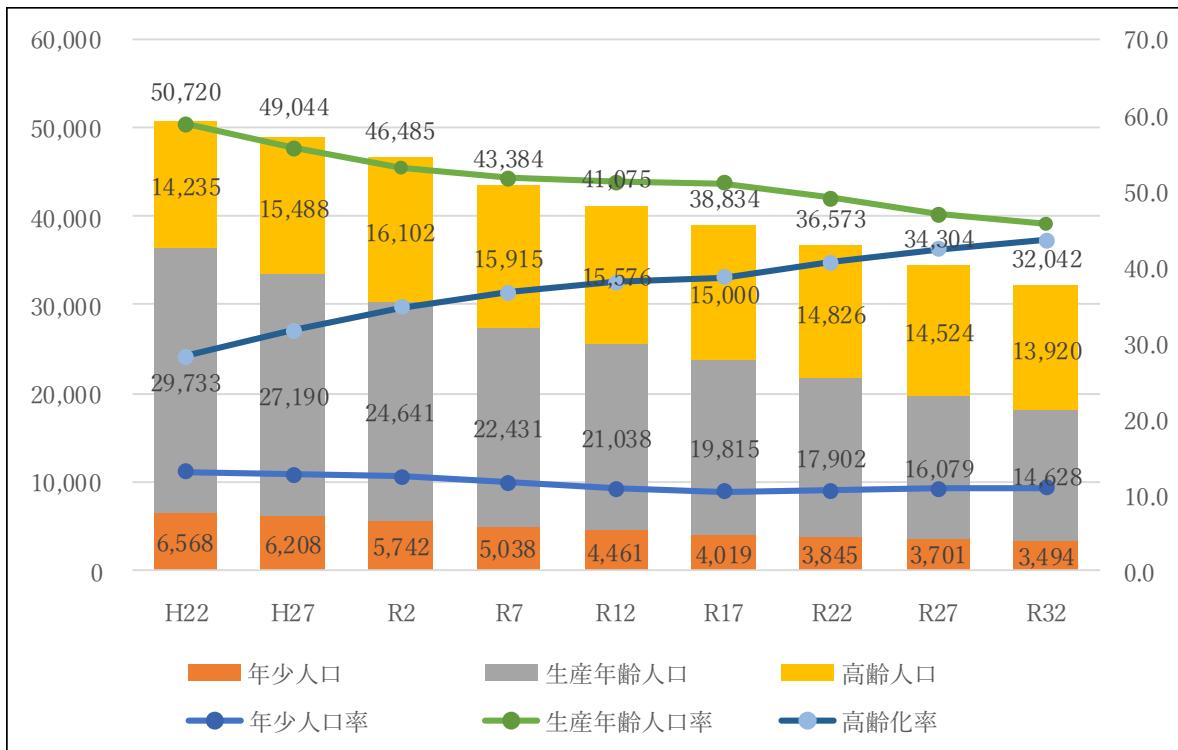
乳幼児期 義務教育に達する まで 0~5歳	学童期 小学生 6~12歳	思春期 中学生（13歳）～ おおむね18歳	青年期 おおむね18歳～ おおむね30歳未 満	ポスト青年期 おおむね40歳未 満
こども				
		若者		

第2章 倉吉市の現状と課題

1. 統計資料からみる倉吉市の現状

(1) 将来の人口推計

本市の人口は減少が続き、令和17年には4万人を下回る見込みです。年少人口率は横ばい、生産年齢人口率はゆるやかに減少傾向ですが、高齢化率は上昇していくことが予想されます。

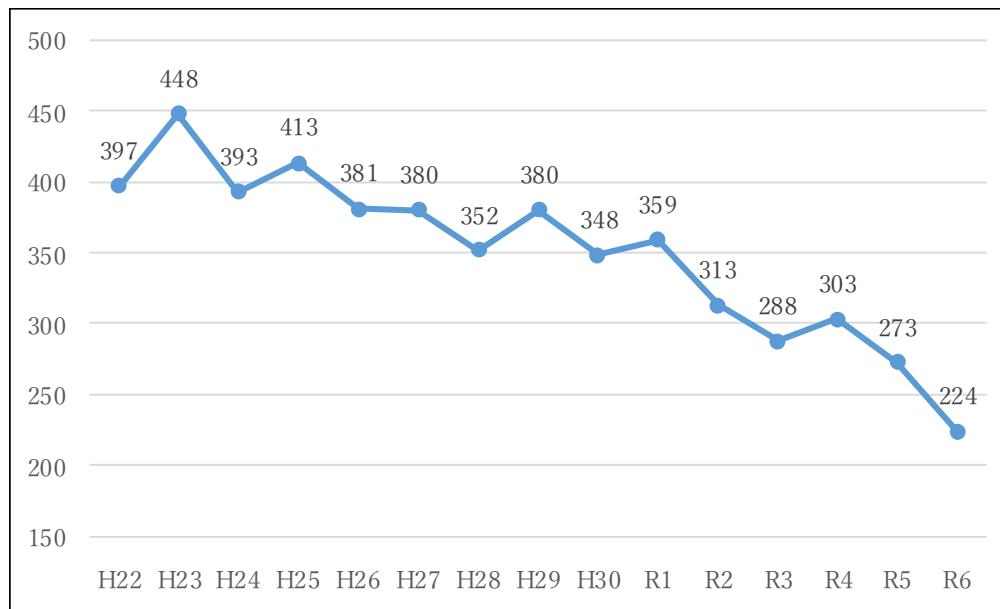


出典：令和5年地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 出生数

①倉吉市の出生数の推移

本市の出生数は減少傾向で、令和6年度は前年度と比較して49人の減少となり、近年ではもっとも大きな減少幅となりました。



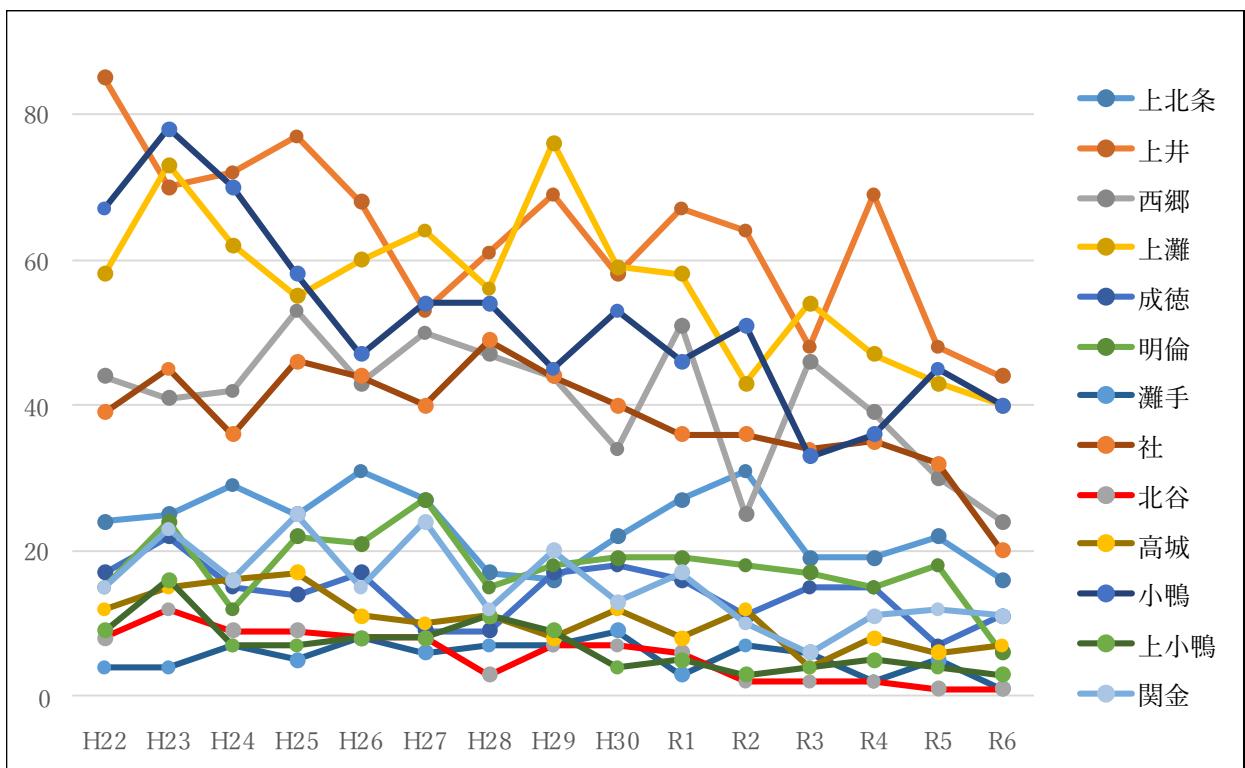
出典：人口集計

②地区別の出生数の推移

地区別の出生数をみると、令和6年度は10人を下回る地区が5地区（明倫、灘手、北谷、高城、上小鴨）あり、特に中山間地域は減少傾向にあります。

(人)

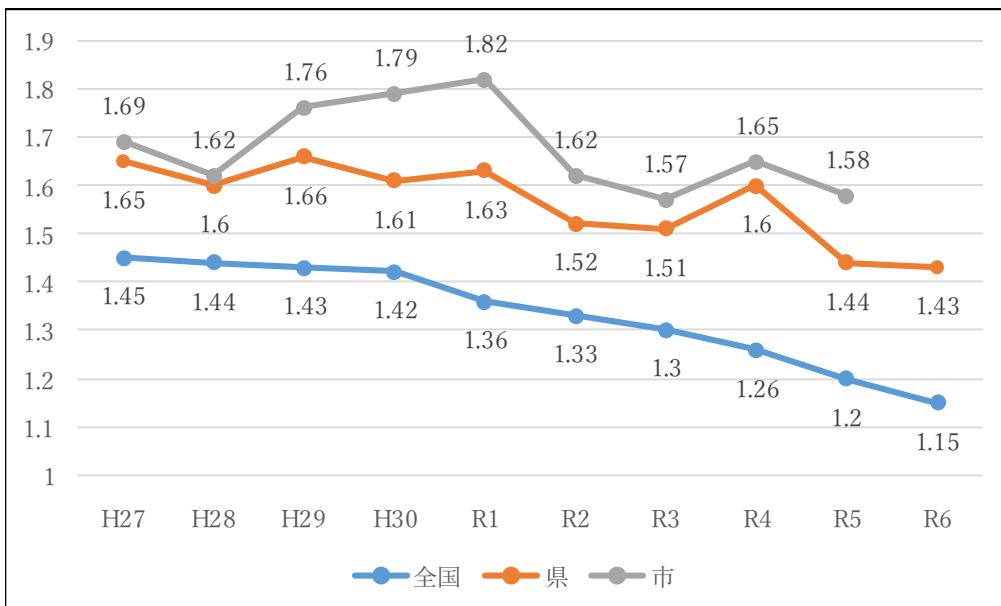
年度	上北条	上井	西郷	上灘	成徳	明倫	灘手	社	北谷	高城	小鴨	上小鴨	関金	合計
H22	24	85	44	58	17	15	4	39	8	12	67	9	15	397
H23	25	70	41	73	22	24	4	45	12	15	78	16	23	448
H24	29	72	42	62	15	12	7	36	9	16	70	7	16	393
H25	25	77	53	55	14	22	5	46	9	17	58	7	25	413
H26	31	68	43	60	17	21	8	44	8	11	47	8	15	381
H27	27	53	50	64	9	27	6	40	8	10	54	8	24	380
H28	17	61	47	56	9	15	7	49	3	11	54	11	12	352
H29	16	69	44	76	17	18	7	44	7	8	45	9	20	380
H30	22	58	34	59	18	19	9	40	7	12	53	4	13	348
R1	27	67	51	58	16	19	3	36	6	8	46	5	17	359
R2	31	64	25	43	11	18	7	36	2	12	51	3	10	313
R3	19	48	46	54	15	17	6	34	2	4	33	4	6	288
R4	19	69	39	47	15	15	2	35	2	8	36	5	11	303
R5	22	48	30	43	7	18	5	32	1	6	45	4	12	273
R6	16	44	24	40	11	6	1	20	1	7	40	3	11	224



出典：人口集計

③合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国平均値、鳥取県平均値を上回っているものの、増減を繰り返しつつ緩やかに減少傾向にあります。(令和6年度の本市の値は未発表)

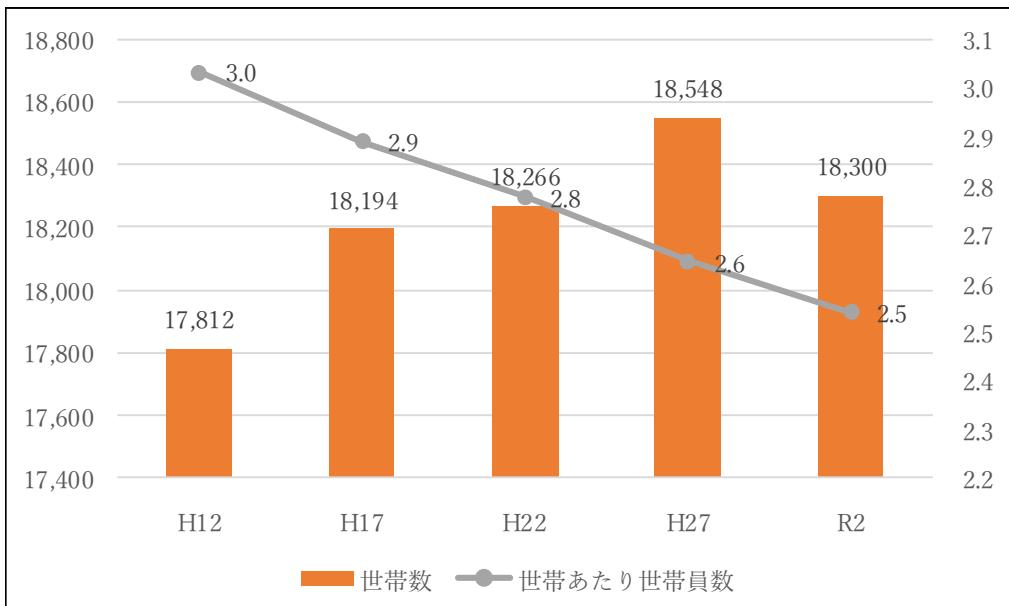


出典：厚生労働省 人口動態統計、鳥取県 人口動態統計

(3) 世帯の状況

①倉吉市の世帯数の推移

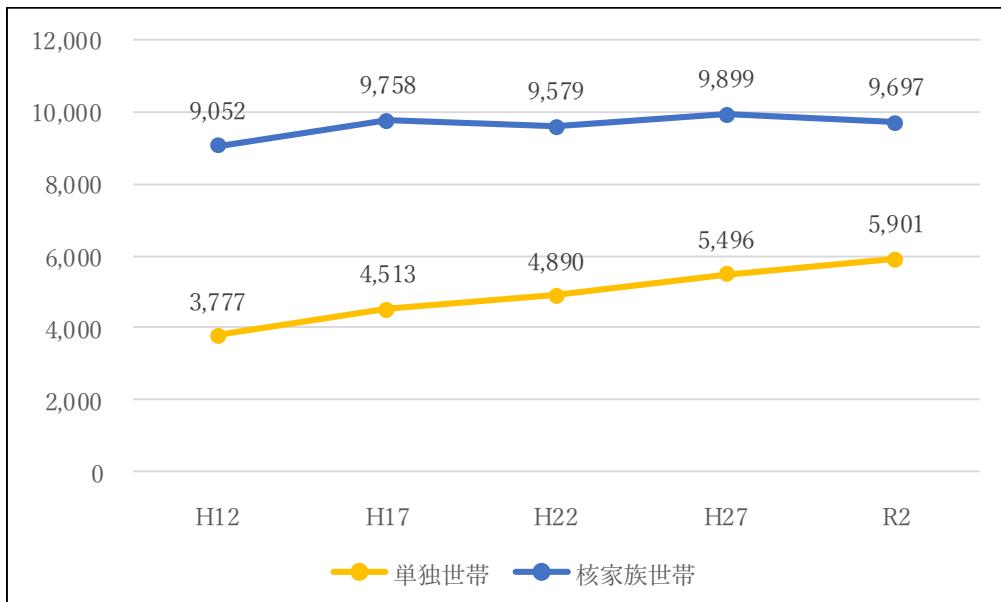
世帯数は、平成27年までは増加傾向でしたが、令和2年は減少しています。一世帯あたりの世帯員数は減少傾向です。



出典：国勢調査

②単独世帯及び核家族世帯

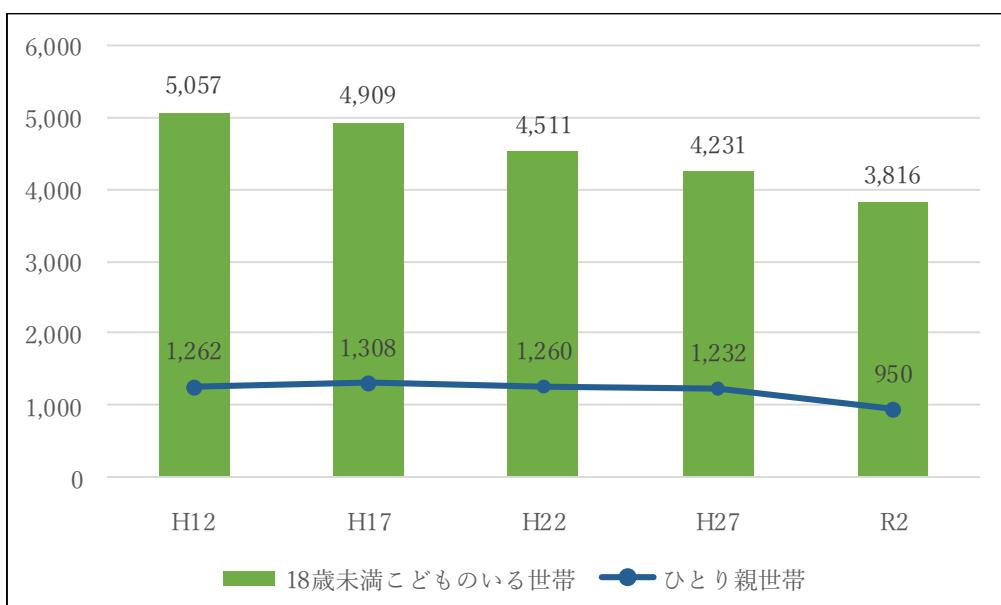
単独世帯は増加傾向ですが、核家族世帯はほぼ横ばいで推移しています。



出典：国勢調査

③子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯は減少傾向です。このうち、ひとり親世帯は、緩やかに減少傾向です。

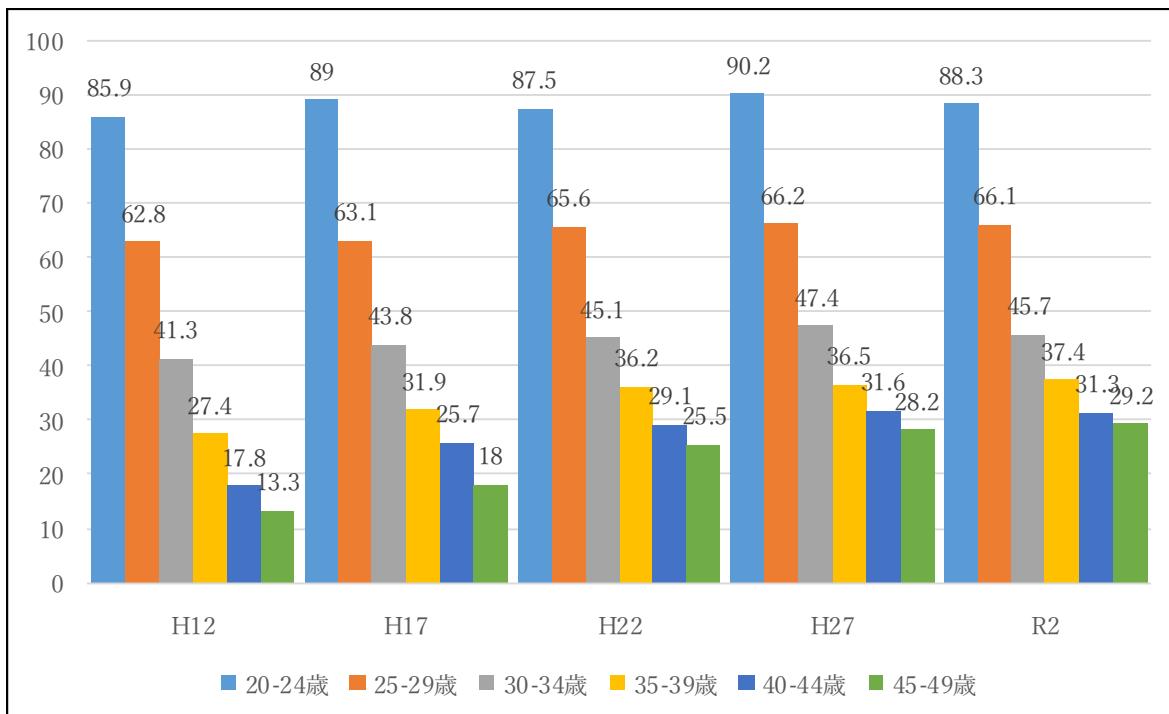


出典：国勢調査

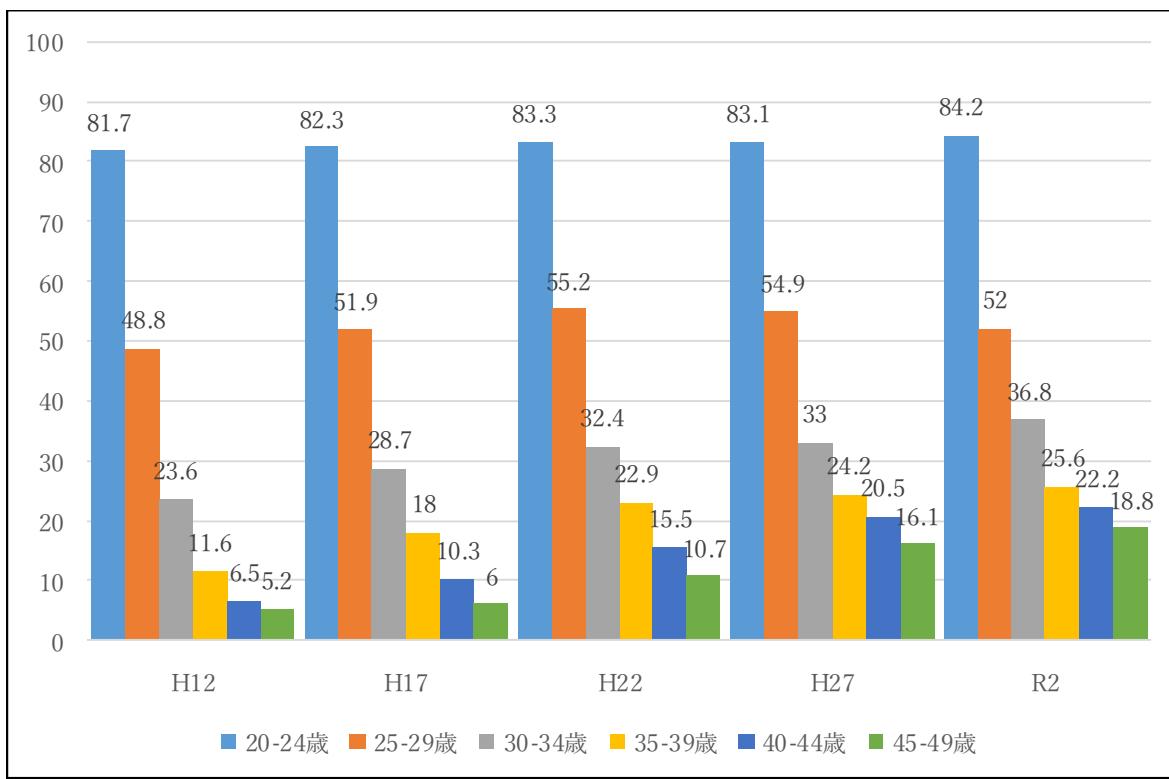
(4) 未婚率

未婚率は男女ともに20歳代はほぼ横ばい、その他の年齢はゆるやかに上昇傾向にあります。

①男性の未婚率の推移



②女性の未婚率の推移



出典：国勢調査

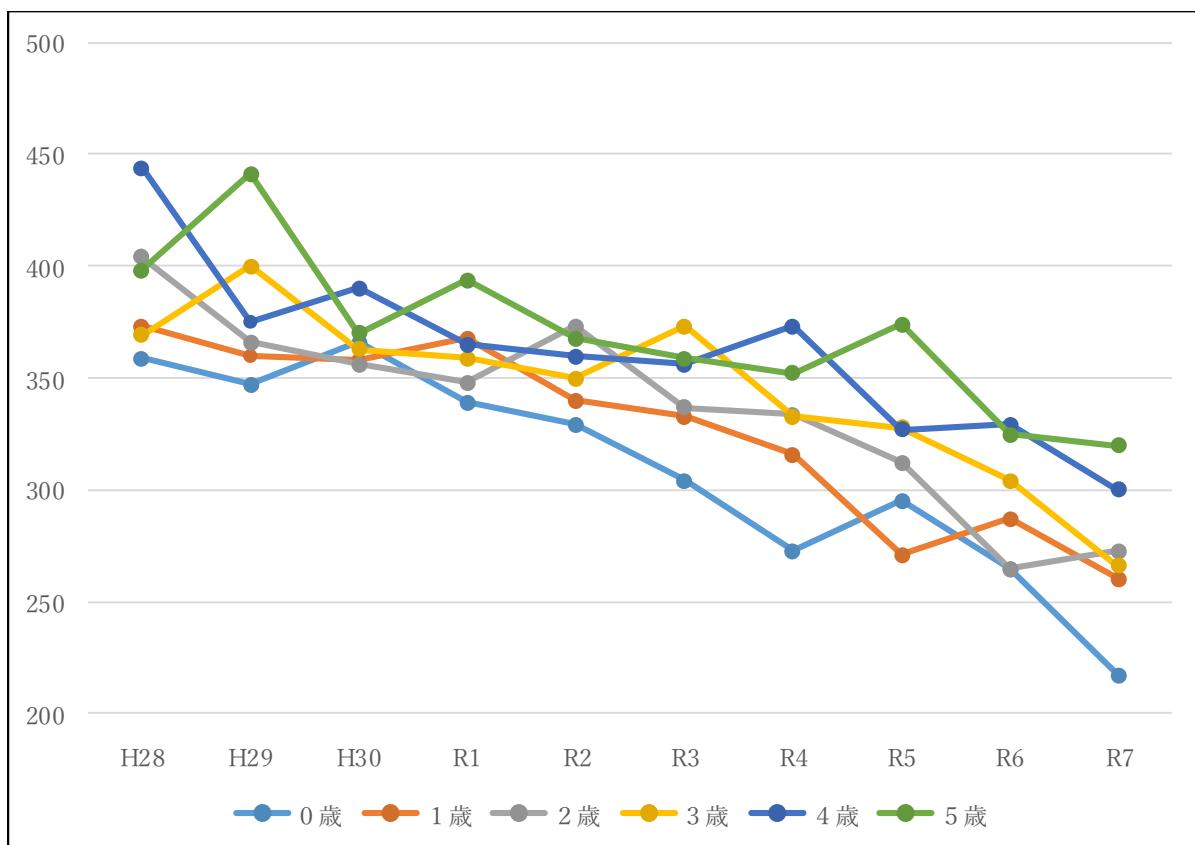
(5) 就学前児童数の推移

①就学前児童数の推移（年齢別）

就学前児童数は各年齢ともに減少傾向で、特に年齢が下がるほど児童数は少なくなっています。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	(人)									
0歳	359	347	366	339	329	304	273	295	265	217
1歳	373	360	358	368	340	333	316	271	287	260
2歳	404	366	356	348	373	337	334	312	265	273
3歳	369	400	363	359	350	373	333	328	304	266
4歳	444	375	390	365	360	356	373	327	329	300
5歳	398	441	370	394	368	359	352	374	325	320
計	2,347	2,289	2,203	2,173	2,120	2,062	1,981	1,907	1,775	1,636

※各年3月末時点



出典：人口集計

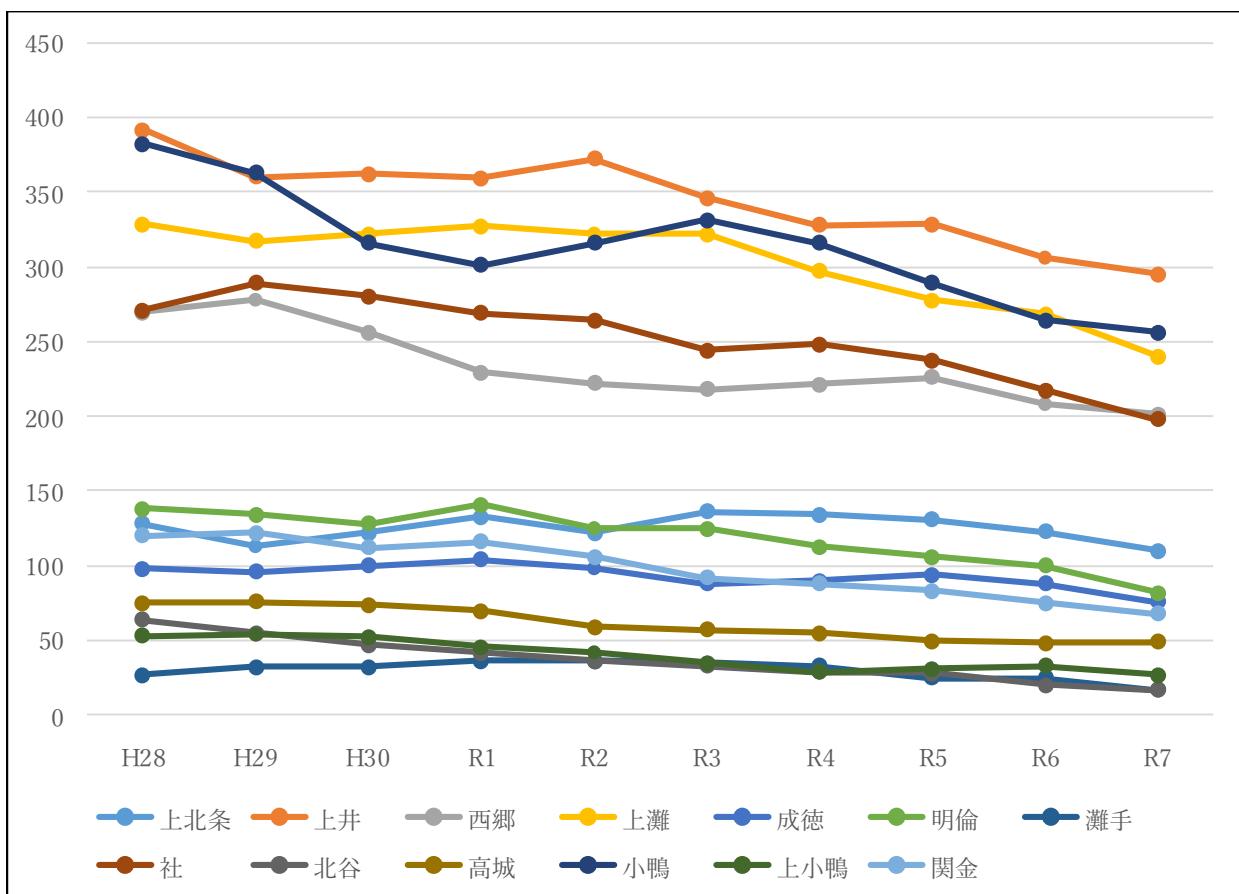
②就学前児童数の推移（地区別）

就学前児童数を地区別でみると、各地区ともに減少傾向です。また、上井、西郷、上灘、社、小鴨と、中山間地域を含むその他の地域で、人数が2極化しています。

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
上北条	128	113	122	133	122	136	134	131	123	110
上井	392	360	362	359	372	346	328	329	306	295
西郷	270	278	256	229	222	218	221	226	208	201
上灘	329	317	322	327	322	322	297	278	268	240
成徳	98	96	100	104	98	88	90	94	88	76
明倫	138	134	128	141	125	125	113	106	100	82
灘手	27	32	32	36	36	35	33	25	25	17
社	271	289	280	269	264	244	248	237	217	198
北谷	64	55	47	42	36	33	29	28	20	17
高城	75	76	74	70	59	57	55	50	48	49
小鴨	382	363	316	301	316	331	316	289	264	256
上小鴨	53	54	52	46	42	35	29	31	33	27
関金	120	122	112	116	106	92	88	83	75	68
計	2,347	2,289	2,203	2,173	2,120	2,062	1,981	1,907	1,775	1,636

※各年3月末時点



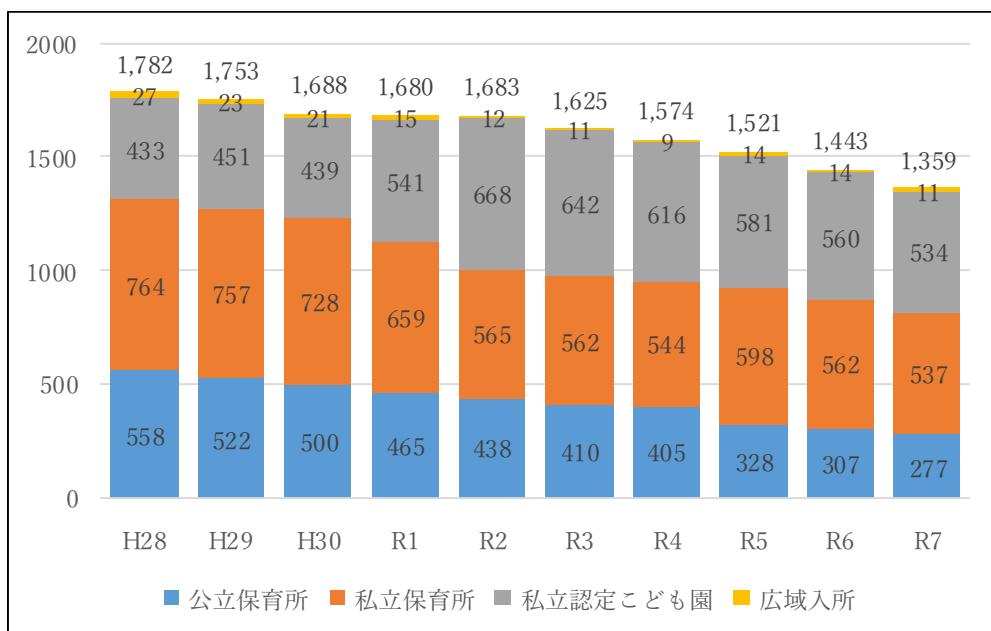
出典：人口集計

(6) 保育所等の利用状況

①入所児童数の推移（保育所等別）

入所児童数は公立保育所、私立保育所、私立認定こども園ともに減少傾向です。

※私立保育園から認定こども園へ移行したことにより認定こども園の児童数が増加した年度があります。



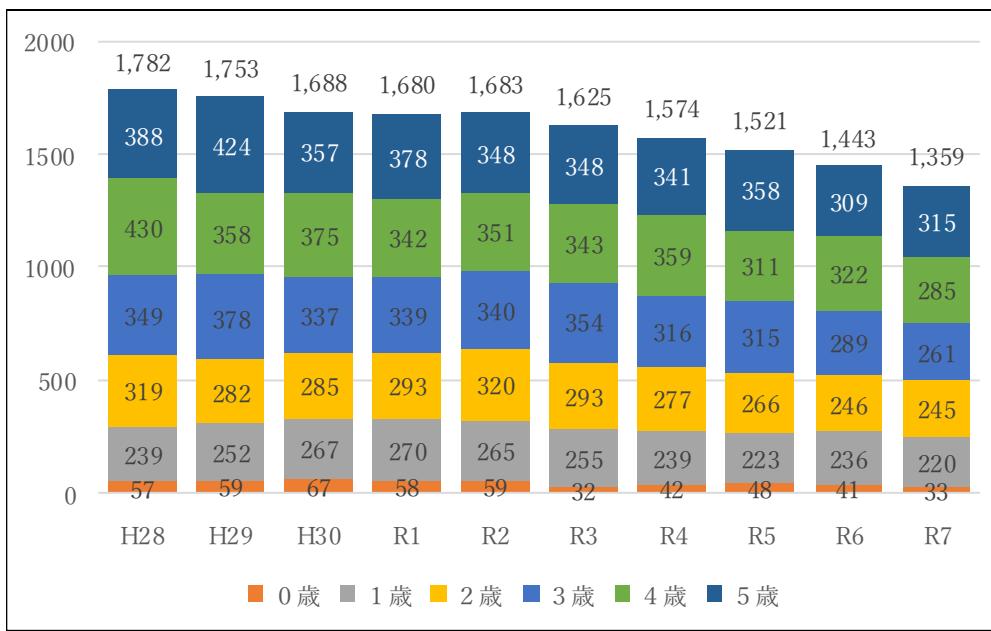
※各年度4月1日時点

出典：こども支援課

※市外広域入所（市外から市内の保育所に通所している児童）は除く

②入所児童数の推移（年齢別）

年齢別でみると、一部の年齢で増加に転じた年もありますが、全体的に減少傾向です。

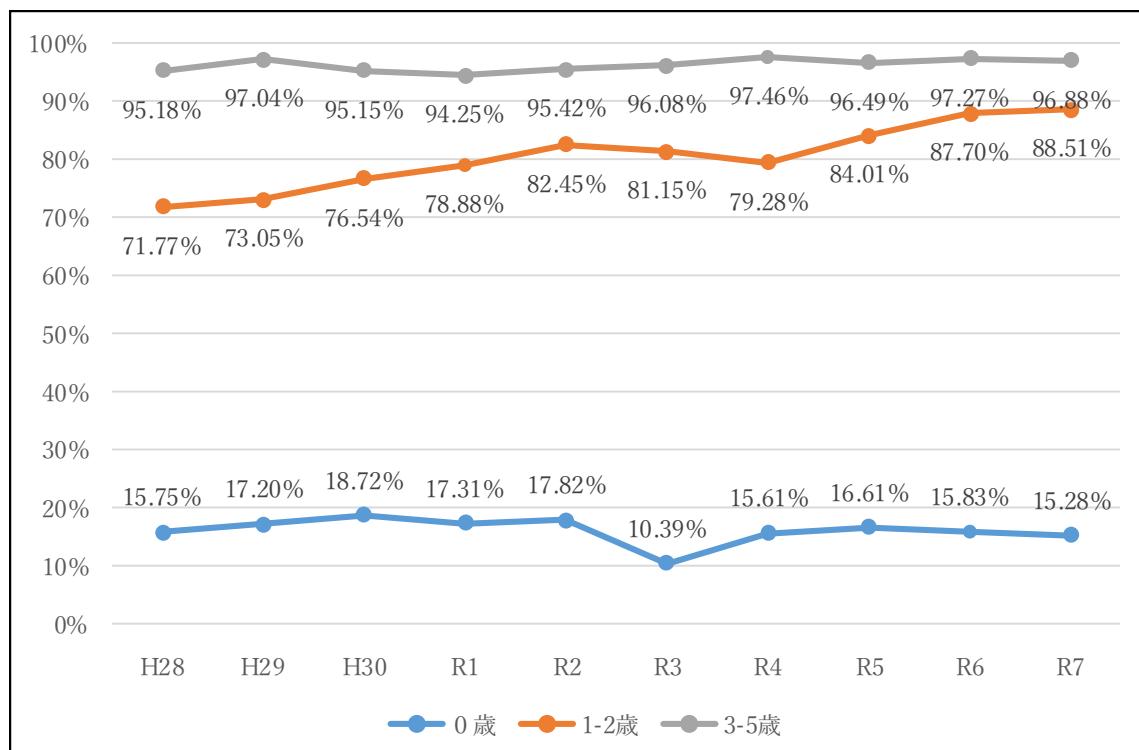


※各年度4月1日時点

出典：こども支援課

③就園率の推移

就園率は0歳と3歳から5歳まではほぼ横ばいで推移しますが、1歳から2歳は上昇傾向です。



※各年4月1日時点就園児童数/各年3月末時点人口

出典：こども支援課

(7) 就業の状況

①産業分類別の就業状況

産業分類別の就業状況は、男性は製造業がもっと多く、次いで建設業が多くなっています。女性は医療、福祉が最も多く、次いで卸売業、小売業が多くなっています。

(人)

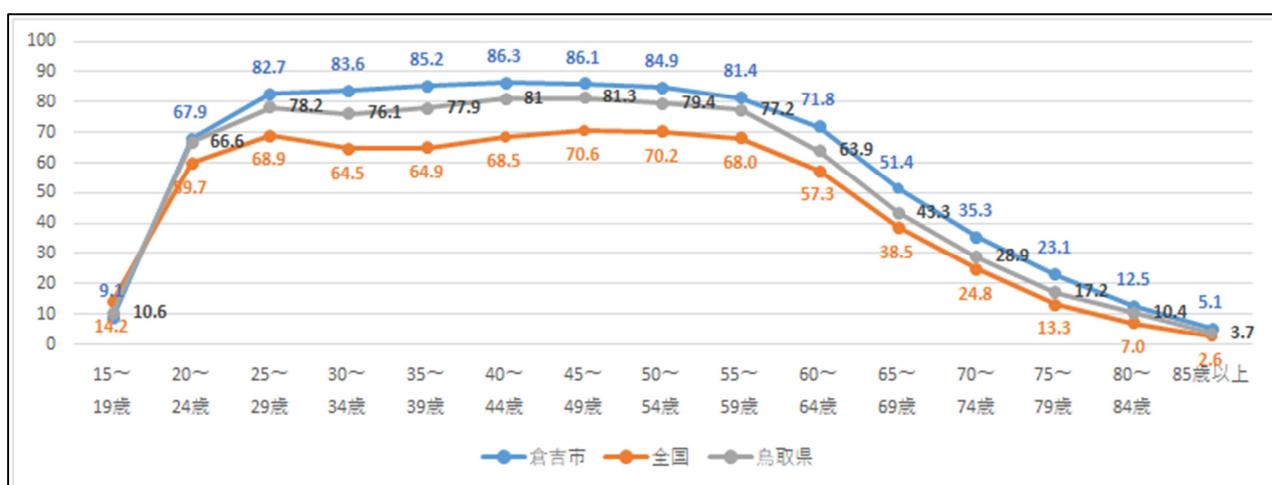
産業分類	R2		H27		産業
	男性	女性	男性	女性	
農業、林業	1,307	792	1,443	932	第1次 産業
漁業	11	1	14	4	
鉱業、採石業、砂利採取業	5	-	7	-	第2次 産業
建設業	1,519	311	1,628	262	
製造業	1,954	1,280	2,061	1,352	第3次 産業
電気・ガス・熱供給・水道業	116	18	136	20	
情報通信業	87	40	77	48	
運輸業、郵便業	546	92	670	99	
卸売業、小売業	1,401	1,626	1,608	1,736	
金融業、保険業	158	228	196	260	
不動産業、物品賃貸業	116	96	140	95	
学術研究、専門・技術サービス業	451	229	485	233	
宿泊業、飲食サービス業	463	798	525	953	
生活関連サービス業、娯楽業	242	396	309	463	
教育、学習支援業	522	759	574	710	
医療、福祉	1,044	3,029	988	3,107	
複合サービス事業	186	124	202	140	
サービス業（他に分類されないもの）	712	431	680	425	
公務（他に分類されるものを除く）	654	343	649	348	
分類不能の産業	311	264	198	176	-
計	11,805	10,857	12,590	11,363	

出典：国勢調査

②就業率の比較

就業率は20歳以上において全国平均及び鳥取県平均よりも高くなっています。

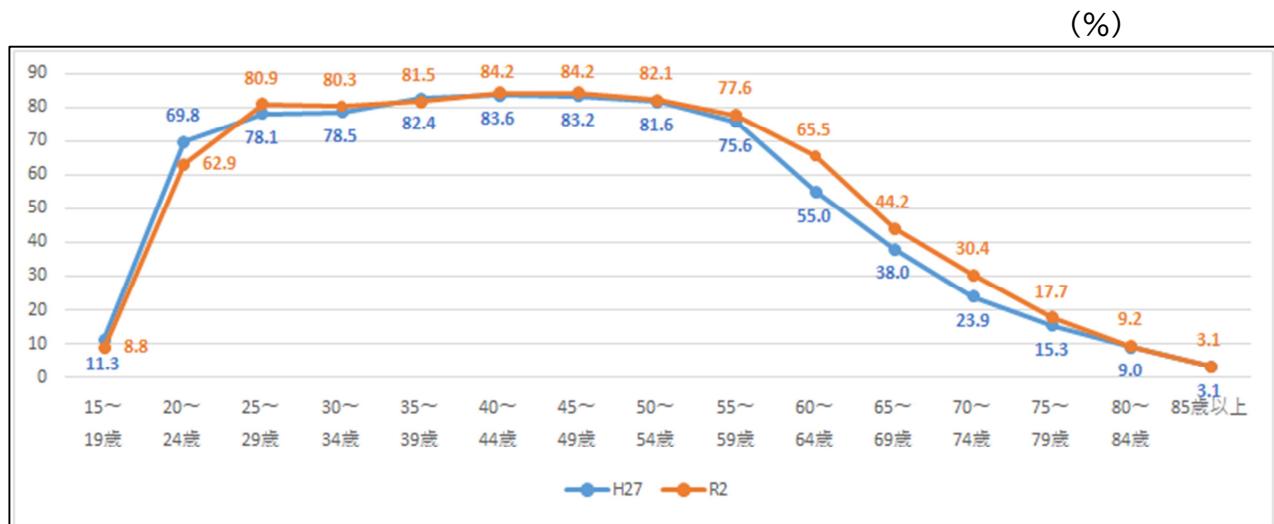
(%)



出典：国勢調査（令和2年調査）

③女性の就業率の比較

女性の就業率は20歳から24歳までが減少傾向、25歳から59歳まではほぼ横ばいで推移しています。子育て期である25歳以上はほぼ横ばいで推移しており、結婚から子育て開始期の離職率は低いことがうかがえます。

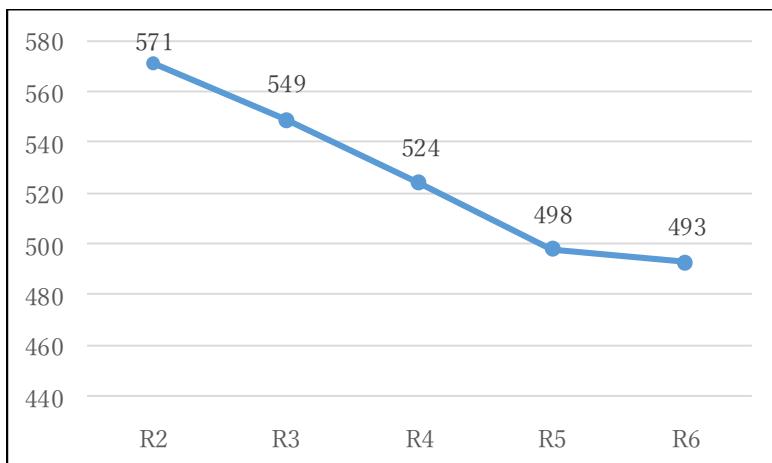


出典：国勢調査

(8) ひとり親家庭等の状況

①児童扶養手当受給資格者数の推移

児童扶養手当の受給資格者数は、人口減少や子どもを持つ世帯の世帯の減少に伴い、年々、減少傾向にあります。



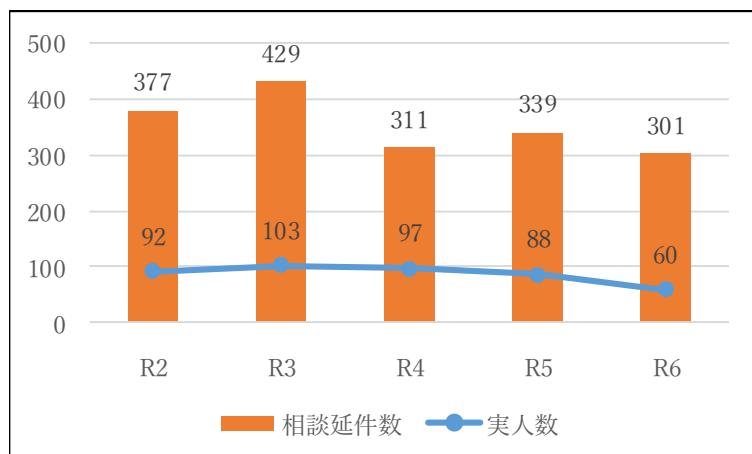
※各年度の3月末時点

出典：こども家庭センター

②ひとり親家庭等の相談件数の推移

母子・父子自立支援員が対応した件数は、増減を繰り返しながら、やや減少傾向にあります。また相談する人の人数も少しづつ減少傾向にあります。

※相談件数は1人の相談者が複数種類の相談をした場合はそれぞれでカウントしています。

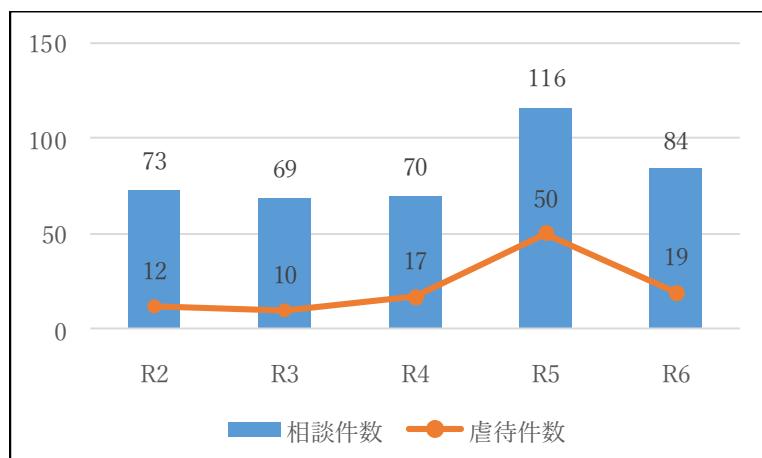


出典：こども家庭センター

(9) 児童虐待の状況

倉吉児童相談所において相談のあった児童虐待の件数は、年度によって増減を繰り返しています。

※同一家庭で複数回の事案があった場合はそれをカウントしています。



出典：こども家庭センター

2. 前計画からみる倉吉市の現状

本市は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各年度の見込み量に対する確保方策を定めた、倉吉市子ども・子育て支援事業計画を策定しておりました。平成27年度から令和元年度（平成31年度）を第1期計画、令和2年度から令和6年度を第2期計画として施策の推進を図ってきました。

第2期計画の主な施策の見込み量及び実績は下記のとおりです。

（1）教育・保育の量

保育所・認定こども園の入所人数は、いずれの区分も年々減少傾向にあり、見込みよりも少ない人数となりました。

認定区分			見込み					実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳	1号認定	認定こども園	121	119	117	115	113	100	90	68	65	72
	2号認定	認定こども園	988	970	952	934	917	939	955	948	919	848
1・2歳	3号認定	も園 保育所	540	531	522	513	504	585	548	516	489	482
			208	205	201	197	194	59	32	42	48	41
合 計			1,857	1,825	1,792	1,759	1,728	1,683	1,625	1,574	1,521	1,443

※各年度4月1日時点

※広域入所を含む

（2）延長保育

保育所の延長保育は、見込み量を下回る利用となりました。令和2年から令和3年にかけては特に利用が多くありました。

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	3,756	3,696	3,624	3,552	3,492	2,600	2,310	1,122	975	1,314

(3) 一時預かり（対象年齢0～5歳児）

保育所の一時預かりは、年度によって利用人数に差がありますが、見込みを下回る実績となりました。

(人日)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
利用述べ 人数	308	308	308	308	308	61	78	29	114	44

(4) 病児保育

病児保育（病後児保育を含む）は、令和7年1月に湯梨浜町に1カ所増え、計3カ所で実施しています。見込みを下回る人数ですが、年度によって増減を繰り返しており、一定数の利用はあります。

(人日)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
利用述べ 人数	696	696	696	696	696	287	327	309	393	485

(5) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの利用人数は、年度によって増減を繰り返していますが、見込みを下回る利用人数となりました。

(人日)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
利用述べ 人数	286	325	341	335	329	23	41	40	22	79

(6) 子育て支援短期利用

ショートステイは令和2年度の利用が多くありましたが、以降の利用は大きく減少し、見込みを下回っています。トワイライトステイも見込みを下回っており、利用人数が0人の年度もありました。

■ショートステイ

(人日)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
利用述べ 人数	251	251	251	251	251	123	42	28	1	8
設置数 (箇所)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

■トワイライトステイ

(人日)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
利用述べ 人数	12	12	12	12	12	1	4	0	1	0
設置数 (箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(7) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用人数は、児童数の減少に伴い、徐々に減少すると見込んでいましたが、令和5年度から増加に転じ、利用率も増加傾向にあります。

(人)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	2,428	2,359	2,327	2,284	2,209	2,396	2,306	2,291	2,268	2,180
利用人数	990	962	949	931	901	939	926	900	953	981
利用率 (%)	40.8	40.8	40.8	40.8	40.8	39.2	40.2	39.3	42.0	45.0

(8) 乳児家庭全戸訪問

乳児家庭訪問の訪問率は、令和5年度までは見込みを下回っていましたが、令和6年度は見込みを上回り98.7%となりました。

(人)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児 人口	349	343	337	331	325	313	288	303	273	224
訪問数	343	337	331	325	319	302	275	285	224	221
訪問率 (%)	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	96.5	95.5	94.1	82.1	98.7

(9) 養育支援訪問

養育支援訪問の訪問数は、見込みを下回り、減少傾向にあります。

(人日)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
訪問延べ 人数	100	100	100	100	100	70	39	34	35	14

(10) 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、市内に2カ所設置しており、利用人数は、見込みを上回り、かつ、増加傾向にあります。

(人日)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	7,090	7,090	7,090	7,090	7,090	9,680	8,020	7,604	9,335	10,663
か所数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は出生数の減少に伴い、受診者数も見込みを下回り、年々減少傾向にあります。

(人)

	見込み					実績				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
延受診者数	3,874	3,808	3,741	3,675	3,608	4,205	3,791	3,871	3,404	2,907
実施場所	市内産婦人科医院・県内医療機関等					市内産婦人科医院・県内医療機関等				
受診票交付枚数	1人14枚 クラミジア検査1枚 多胎5枚追加					1人14枚 クラミジア検査1枚 多胎5枚追加				

3. 調査からみる倉吉市の現状

こども基本法に基づき、こども・若者・子育て当事者の意見を聞き、施策に反映することを目的として、それぞれを対象としたアンケート調査を実施しました。

【調査①】就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査

調査対象者	市内に住む就学前児童の保護者
対象者数/回答数	ランダムに抽出した 600 人 回答数 408 件（回答率 68.0%）
調査期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日
結果概要	<p>平成 25 年 10 月の同調査と比較すると主に下記のようなことがわかりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労状況について、「母親」のフルタイム就労が増加し、パート・アルバイト就労が減少しています。 ・地域子育て支援の各事業の認知度がやや低下しています。 ・仕事と子育ての両立する上で大変なことについて、「急な残業や出張」「保護者や子どもの急病時に面倒を見る人がいない」「子どもと接する時間」が前回と同様に高い割合となっています。 ・子育てに対する不安感について、不安を感じている保護者はやや減少していますが、約半数 (49.3%) が不安を感じているとなっています。また、不安に感じる要因として、「身体の疲れ」「出費」「自分の時間」が高くなっています。 ・子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者や親族、保育所等の先生が増加しているが、保護者仲間が減少しています。 ・子どもの遊び場について、「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場所がない」が増加しています。 ・市に対する施策について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」がもっと多くなっています。

【調査②】小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査

調査対象者	市内に住む小学校児童の保護者
対象者数/回答数	ランダムに抽出した 600 人 回答数 318 件（回答率 53.0%）
調査期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日

結果概要	<p>平成25年10月の同調査と比較すると主に下記のようなことがわかりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労状況について、「母親」のフルタイム就労が増加しています。また、「母親」については、就労していない人が減少しています。 ・地域子育て支援の各事業の認知度がやや低下しています。 ・子育てに対する不安感について、不安を感じている保護者はやや減少していますが、約半数(48.0%)が不安を感じているとなっています。また、不安に感じる要因として、「身体の疲れ」「出費」「自分の時間」が高くなっています。 ・子育ての悩みについて、「ゲーム、インターネット、携帯電話等の使い方」が大きく増加しています。 ・子育てに関して気軽に相談できる先として、「職場」「学校の先生やスクールカウンセラー」が増加していますが、保護者仲間が減少しています。 ・仕事と子育ての両立する上で大変なことについて、「急な残業や出張」「保護者や子どもの急病時に面倒をみる人がいない」「子どもと接する時間」が前回と同様に高い割合となっています。 ・子どもの遊び場について、「雨の日に遊べる場所がない」「遊具が古くて危険」が増加しています。 ・市に対する施策について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」がもっと多くなっています。
------	--

【調査③】子どもの意見を聞くためのアンケート調査

調査対象者	市内に住む小学校5年生から中学校3年生
対象者数/回答数	回答数946件
調査期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で楽しいと思う時は、「友達と遊ぶ、話す」がもっと多く、次いで「テレビ・DVD・動画」が多くなっています。 ・困りごと・悩み事については、15.8%が「ある」と回答し、その割合がもっと多かったのは、中学2年生となっています。その悩み事については、小学生が「友達のこと」、中学生が「勉強のこと」「将来（進路）のこと」が多くなっています。また、悩み事の相談先について、12.2%が「いない」と回答し、その割合がもっと多かったのは、小学6年生となっています。 ・放課後の過ごし方でもっと多かったのは「テレビ・DVD・動画」

	<p>「ゲーム」の割合が高くなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 欲しい場所について、「買い物ができる場所」がもっと多く、次いで「スポーツができる場所」が多くなっています。 将来なりたいものために必要なものとして、「勉強を教えて欲しい」がもっと多く、次いで「必要なものを買ってほしい」が多くなっています。 こども権利の認知度について、約半数が「知っている」と回答し、年齢が上がるにつれて割合は高くなっています。 市に対する意見の伝え方について、「インターネットアンケート」がもっと多く、次いで「電話」が多くなっています。
--	--

【調査④】若者の意見を聞くためのアンケート調査

調査対象者	市内に住む 15 歳から 39 歳までの若者
対象者数/回答数	ランダムに抽出した 700 人 回答数 218 件（回答率 31.1%）
調査期間	令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> 結婚について、「未婚で交際経験がない」がもっと多く、次いで「結婚している」が多くなっています。また、将来こどもを持つことについて、「こどもを持つことを望まない」が 23.0% ありました。理由について、「お金がかかる」「自信がない」が多くなっています。 外出頻度について、「めったに外出しない」「外出しない」が僅かですが存在し、ひきこもり状態にあると思われる人がいることがわかりました。 相談先の希望として、「匿名相談」「無料相談」「SNS・メール相談」が多くなっています。 ヤングケアラーについて、僅かですがヤングケアラーと思われる人がいることがわかりました。 将来への不安について、75.9% が「ある」と回答し、その内容は「収入・生活費」「仕事」となっています。 孤独感について、37.7% が「ある」となっています。 市に望むこととして、「安心して出産・子育てできる環境整備」がもっと多く、次いで「結婚しやすい環境整備」「安心できる居場所」が多くなっています。

4. 倉吉市の課題

第12次倉吉市総合計画の主要課題として、「人口減少の進行と超高齢社会の本格化」があげられており、本市では少子高齢化や人口減少が加速しており、今後、移住・定住の促進や結婚・出産・子育てを行いややすい環境づくり、一人ひとりが生きがいを持って社会で活躍できる環境づくりなど、誰もが安心して住みやすく、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められますとされています。

特に出生数の減少は、近年、加速的にすすんでおり、令和6年度の出生数は224人となつたことから、今後、どこまで減少が続くのか見通しが困難な状況にあることから、本市こども計画においても、人口減少を踏まえた施策展開の検討が必要です。

①子育て支援の充実

近年の急速な少子化の現状を踏まえつつ、保育ニーズを的確に把握し、認定こども園・保育所の適正な配置を行う必要があります。

また、「3 倉吉市の取組状況」をみると、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業などは、見込み値を大きく下回る実績となっていたことから、利用者のニーズをしっかりと把握し、必要なサービスを行う必要があります。また、産後ケア事業や今後開始する「誰でも通園制度」などについても、必要なときに気軽に利用できる体制の整備が必要です。

②相談支援体制の充実

「3 倉吉市の取組状況」の地域子育て支援拠点の利用人数は、少子化が進む中でも一定程度の利用があり、子育て世帯の不安感の解消のための相談窓口としても高いニーズがあることがわかります。

本市では、子育て等に関する様々な相談に対して、子育て家庭を包括的に支援することを目的として、令和7年4月に、相談支援の中核となる「倉吉市こども家庭センター」を設置しました。同センターでは妊娠婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な場として、相談機能を充実させていく必要があります。

③子どもの居場所の充実

「2 倉吉市の現状」の就業率をみると、20歳代から30歳代の子育て世代の就業率は全国や県の平均よりも高い値となっており、また、「3 倉吉市の取組状況」の放課後児童クラブの利用人数も一定程度の利用があることから、子どもが放課後等に自宅以外で過ごすことのできる居場所の充実が必要です。

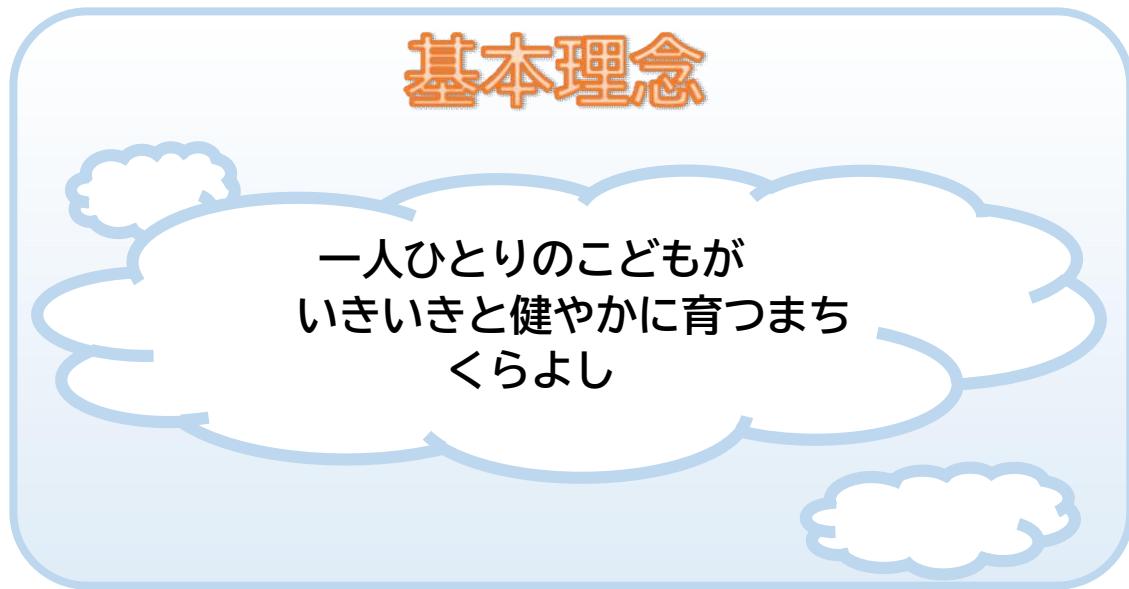
第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第12次倉吉市総合計画では基本理念として「元気なまち くらしよし 未来へ！」が掲げられ、一人ひとりが活躍する、元気なくらしよいまちを、未来へ引き継いでいくという思いがこめられています。こども・子育てに関する施策として、「子育て支援の充実」をあげ、各種施策に取り組んでいるところです。

本市のこども計画においては、本計画の前身である「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」や「倉吉市次世代育成支援行動計画」のときから、普遍的な行政目標として、下記の基本理念を掲げて取り組んできたことから、これを引き継ぎ、本計画の基本理念とします。

子育ての基本を家庭に置くとともに、すべての市民が力を合わせて、こどもたちが健やかに育つ地域社会を築き、安心してこどもを生み、子育てに希望と喜びを感じることのできるまちづくりを目指します。



こども基本法において、「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、乳幼児期から青年期まで年齢によって必要な支援が途切れることがないようにすることとされました。本市においても、これまで妊娠期から切れ目なく子どもの支援に取り組んでいるところであり、あらためて同法での子どもの定義を踏まえ、この基本理念および次の基本方針において、子どもの表記をひらがななどすることとしました。

この基本理念のもと、本市の子育て施策を強力に、かつ総合的に推進していきます。

2. 基本方針

■基本方針Ⅰ

すべての子どもの人権が守られ幸せに育つことを支援

一人ひとりの子どもが、人としての尊厳と権利を守られながら、豊かな愛情をもって育てられることを目指します。

■基本方針Ⅱ

すべての親がゆとりと喜びをもって子育てできることを支援

すべての親（保護者）が、子育てを楽しみ、子どもとともに成長していくような支援を目指します。

■基本方針Ⅲ

すべての子どもや家庭を応援する地域社会への支援

子どもの成長や子育てを地域をあげて応援し、心豊かな地域社会を築いていくことを目指します。



3. 計画の体系

【基本理念】

一人ひとりのこどもがいきいきと健やかに育つまち くらよし

【基本方針Ⅰ】すべての子どもの人権が守られ幸せに育つことを支援

【施策①】保育・教育の充実

取組 ▶▶ 保育所等の運営・整備

保育士の確保と保育の質の向上

多様な保育ニーズへの対応

学校環境の充実

食育の推進

【施策②】子どもの居場所の充実

取組 ▶▶ 放課後児童クラブの推進

児童館・児童センターの運営

不登校・ひきこもりの子どもの支援

【施策③】児童虐待防止対策

取組 ▶▶ 要保護児童対策地域協議会の設置

児童虐待の発生の予防

【施策④】ヤングケアラーへの支援

取組 ▶▶ 関係機関と連携した体制の構築

【施策⑤】障がいのある子どもや発達に心配のある子どもへの支援

取組 ▶▶ 障がいのある子どもへの切れ目のない支援

医療的ケア児への支援

発達支援や特別な支援が必要な子どもへの支援

【施策⑥】若者への支援

取組 ▶▶ 就労機会の支援

出会い・婚活のサポート

困難を抱えた若者の支援

【基本方針Ⅱ】すべての親がゆとりと喜びをもって子育てできることを支援

【施策①】妊娠・出産の支援

取組 ▶▶ 相談支援体制の充実・強化

妊娠期の支援

出産期の支援

【施策②】子育て支援

- 取組 ▶▶ 子育てに関する相談支援の充実
こどもの健康づくり
各種助成制度の充実
若者・子育て世帯の移住・定住支援
家庭における学びの提供

【施策③】共働き・男性の子育てへの主体的な参画の推進

- 取組 ▶▶ 男女共同による子育ての推進

【施策④】こどもの貧困・ひとり親家庭等の自立支援

- 取組 ▶▶ 相談支援の充実
生活支援の充実
経済的支援の実施

【基本方針Ⅲ】すべてのこどもや家庭を応援する地域社会への支援

【施策①】こども・若者の権利を守るための取組の実施

- 取組 ▶▶ こどもや若者が自ら意見を表明する機会の提供
人権意識の啓発

【施策②】子育てを社会全体で支えるための啓発・取組の推進

- 取組 ▶▶ 子育てを地域全体で応援する取組

【施策③】安心・安全な環境づくり

- 取組 ▶▶ 公園の整備
安全対策

第4章 施策の展開

1. 基本方針Ⅰ すべての子どもの人権が守られ幸せに育つことを支援

【施策①】保育・教育の充実

(課題と取組方針)

近年は、保護者の就労の形態が様々で働き方が多様化していることなどから、保育に対するニーズも多様化しています。ニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供を行うため、保育提供体制の確保と、保育士等の人材の確保、保育の質の向上に務めます。

本市の公立保育所においては、下記の理念と方針を掲げ、一人ひとりの子どもが健やかに育つための保育を行います。

■保育理念

子どもの人権を尊重し、すべての子どもの健やかな心身の発達を図るとともに、保護者や地域から信頼され、愛される保育園を目指す

■保育方針

一人ひとりの子どもの育ちを把握し、様々な生活経験や主体的な遊びを通して、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を持った子どもを育成する

また、子どもへの平等な教育機会の提供のため、学校環境を充実させるとともに、子どもの心身の健全な発育、安全な学習環境の整備を行います。本計画は「倉吉市教育振興基本計画」と連携し、下記の教育理念のもと、学童期・思春期の子どもの支援を行います。

■教育理念（倉吉市教育振興基本計画）

ふるさと倉吉を愛し 豊かな心と夢を持って 主体的に生きる 未来を拓く人づくり

本市が目指すこども像として下記の7つを掲げます。

●倉吉市が目指すこども像●

- ・確かな学力を身につけたこども
- ・遊び方を身につけたこども
- ・自分の思いを表現できることども
- ・思いやりのあるこども
- ・たくましい体を作ることども
- ・倉吉の良さを感じ、地域で活動できることども
- ・自分の持ち物を自分で準備、片付けができるこども

●主な取組の内容●

取 組	保育所等の運営・整備	
内 容	説 明	担当
保育所等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○公立保育所の適正な運営を行います。 ○私立保育所、私立認定こども園などの民間の保育施設が保育事業を行うにあたり、施設の運営に対する支援を行います。 ○保育所等の適正な入所管理を行うとともに、保育が必要な保護者に対して保育施設の情報の提供、周知を行います。 	こども支援課
保育所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公立保育所の老朽化対策や適正な配置、整備については、「公立保育所の再編計画」において、具体的な方針等を示し、計画に基づく保育所の統廃合を行います。また中・長期的な視野で有効と判断される場合は、機能強化を含めた整備を検討します。 ○私立保育所、私立認定こども園などの民間の保育施設の整備に対する支援を行います。 	こども支援課

取 組	保育士の確保と保育の質の向上	
内 容	説 明	担当
保育士の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市報やホームページ等で広報を行い、保育士の魅力を発信します。 ○保育士の待遇改善に対する国への働きかけを行います。 	こども支援課

	<p>○民間保育施設と連携し、保育士の確保に関する情報共有、広報など共同した取り組みの検討を行います。</p> <p>○保育現場におけるICTの積極的な導入など、働きやすい職場環境づくりを行います。</p> <p>※保育園にタブレットを設置し、登降園管理、連絡ノート、写真の共有などを行うことで、保育士の業務効率だけでなく、保護者や家族の利便性向上にもつながっています。</p>	
保育士の質の向上	<p>○保育士の研修の機会を充実するとともに、月1回の公私立園長会等で事例や事象を共有し、スキルの向上に努めます。</p> <p>○県と連携して保育施設に対する監査を計画的に実施し、必要な指導、助言を行います。</p>	こども支援課

取 組	多様な保育ニーズへの対応	
内 容	説 明	担当
地域子育て支援事業の実施	<p>○保護者の負担軽減や緊急時の支援に対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育、子育て支援短期利用事業を実施します。</p> <p>○ファミリー・サポート・センターを設置し、保育の依頼と援助のマッチングを行います。</p> <p>○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施します。</p> <p>※本項は、「第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保」において、量の見込みや確保方策を記載します。</p>	こども支援課 こども家庭センター

民間サービスの活用	○シルバー人材センターが実施する育児支援サービスと連携します。	こども家庭センター
-----------	---------------------------------	-----------

取組	学校環境の充実	
内容	説明	担当
学習カリキュラムの充実	○学校において、「学習者主体の学び」となる授業づくりを進め、こども自身が主体性を発揮した深い学びの実現を目指した学習カリキュラムを推進します。	学校教育課
安全な学習環境	○安全な学習環境の整備、維持管理を行います。	学校教育課

取組	食育の推進	
内容	説明	担当
食育指導	<p>○子育て総合支援センターや保育所等において、児童や保護者に対し、食育に関する指導を行います。</p>  <p>※保育園での食育指導の様子。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていきます。</p>	こども支援課 こども家庭センター
離乳食講習会	○こども家庭センターにおいて、離乳食講習会を開催し、試食や調理体験を行います。	こども家庭センター
学校給食	○学校において、給食を通じて、こどもへの食に関する指導を行います。また、学校給食センターによる食育教室や試食を実施し、食育の理解を図ります。	学校給食センター
学校における食習慣形成	○学校において、栄養教諭と連携し、保健体育や特別活動で望ましい食習慣について学習することで、よりよい食習慣の形成を図ります。	学校教育課

【施策②】子どもの居場所の充実

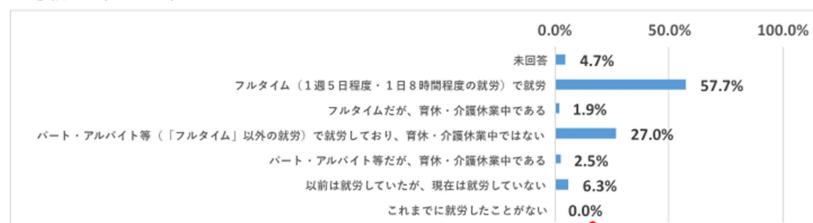
(課題と取組方針)

近年、少子化により子どもの人数は減少傾向にあるものの、核家族化や共働き家庭の増加等により、放課後児童クラブの利用率は増加傾向にあります。本市の子育て世代の就業率は、全国や県の平均よりも高くなっています。また、本市においては、女性の結婚から子育て開始期までの間の離職が比較的少ない傾向にあり、保護者が安心して子どもを預け、子どもが過ごすことのできる場所の確保など、保護者にとって仕事と子育てとの両立がしやすい環境の整備を、引き続き行っていく必要があります。

保護者の現在の就労状況（自営業を含む）について

<R7.9月ニーズ調査（小学生保護者向け）>

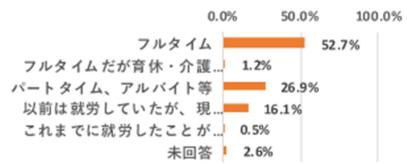
<母親> (n=319)



参考

<H25.10月ニーズ調査>

女性（母親）のフルタイム
就労が増加しています。



子育て家庭が仕事と子育てを両立しやすい環境整備のため、放課後や夏休みなどの長期休業中の子どもの居場所づくりを行います。また、不登校やひきこもりなどの子どもの状況に応じ、必要になる居場所の充実を図っていきます。

●主な取組の内容●

取 組	放課後児童クラブの推進	
内 容	説 明	担当
放課後児童クラブの実施	<p>○就労等により日中に保護者が不在の児童を対象に、放課後や長期休暇中の生活の場として、放課後児童クラブを設置します。</p> <p>○民間施設に対して、運営に必要な支援を行います。</p> <p>○子どもの権利が守られ、自分らしく過ごせることや、安心できる場所を提供します。</p> <p>※放課後児童クラブの様子。市内の小学校区に設置する児童館などで実施しています。公立児童クラブが6か所、私立児童クラブが12か所あります。(令和7年4月時点)</p>	こども支援課
支援の質の向上	○支援員の研修の機会を充実することで、支援の質の向上を目指します。	こども支援課
意見の反映	○利用する児童や保護者に対してニーズや満足度を調査し、クラブの運営に反映するよう努めます。	こども支援課

取組	児童館・児童センターの運営	
内容	説明	担当
児童館・児童センターの設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの日常の居場所として児童館・児童センターを設置し、遊びを通して心身の発達、生活習慣、物事に取り組む姿勢を養います。 ○民間施設に対して、運営に必要な支援を行います。 	こども支援課

取組	不登校・ひきこもりの子どもの支援	
内容	説明	担当
関係機関が連携した相談支援・アウトリーチ支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり状態にある若者に対して、関係機関が連携し、アウトリーチ支援や必要な支援へつなぐことで若者の孤独化・孤立化を防ぎます。 ○学校や鳥取県中部子ども支援センター等が連携を図り、学校生活で悩んでいる子どもに対する相談支援を行います。 	こども家庭センター 福祉課 学校教育課
サードプレイスの提供	○不登校やひきこもりの子どもが、学ぶ機会やつながりを確保できる居場所づくりを推進します。	学校教育課 図書館 福祉課
学校における不登校対策	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校の未然防止を第一に努めるとともに、不登校になったとしても学校内外とのつながりや多様な学びの場を確保しながら、個々の学びを保障します。 ○子どもの支援にあたって、外部機関や専門家との連携を図りながら、状況を分析し、課題解決に向けたプランニングを進めます。 	学校教育課

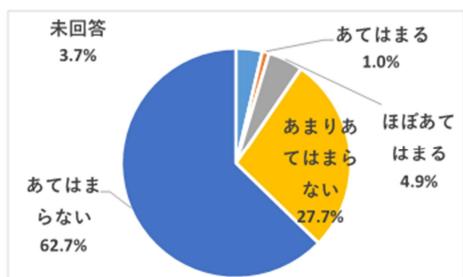
【施策③】児童虐待防止対策

(課題と取組方針)

本市の児童虐待の相談は、年度によって増減があるものの、毎年一定数以上の件数があります。

普段感じていること（虐待しているのではないかと思う）

<R7.9月ニーズ調査（就学前保護者向け）>



参考

一部の保護者が「あてはまる」
「ほぼあてはまる」と回答

虐待ケースの対応は、市や児童相談所など関係機関との連携が重要で、日頃から密に情報共有等を行う必要があることから、今後も継続して、支援体制の整備・構築に取り組んでいきます。

●主な取組の内容●

取組	要保護児童対策地域協議会の設置	
内 容	説 明	担 当
要保護児童対策地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を設置し、各種会議体を開催するとともに、虐待を受けている子どもの早期発見と対応、支援を必要としている家庭に対して、適切な支援を行います。 ○個々の状況に応じて、保育サービスや地域子ども・子育て支援事業などの支援につなぎます。 ○民間施設に対して、運営に必要な支援を行います。 	こども家庭センター
関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所等の関係機関との連携を行います。 ○児童相談所等と連携し、児童虐待に関する相談支援の体制を充実させるとともに、虐待ケースの早期対応を行います。 	こども家庭センター

※本項は、「第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保」において、量の見込みや確保方策を記載します。

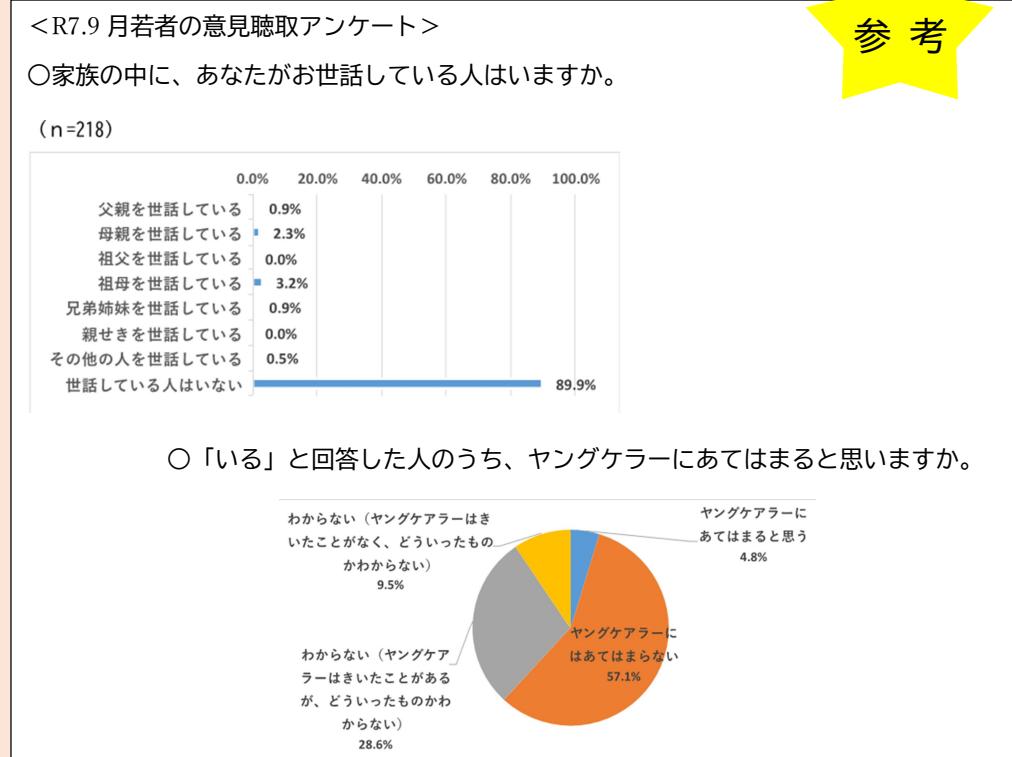
取 組	児童虐待の発生の予防、早期発見・対応	
内 容	説 明	担当
周知と啓発	○関係機関と連携し、児童虐待の防止・予防・早期発見等の啓発や研修を行います。	こども家庭センター

【施策④】ヤングケアラーへの支援

(課題と取組方針)

令和6年度に鳥取県が実施したヤングケアラー（注1）に関する実態調査の結果、本市においては8件の該当があり、いずれのケースも支援機関がかかわっている状況です。本市のアンケート調査で、「ヤングケアラーの状態と思う」「ヤングケアラーがどういったものかわからない」といった回答があったことから、このほかにも該当者が潜在している可能性や今後発生する可能性があります。

（注1）ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども



このため、引き続き関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる取組を行います。

●主な取組の内容●

取組	関係機関と連携した体制の構築	
内容	説明	担当
関係機関が連携した支援	○こども家庭センターや児童相談所、学校などの関係機関が連携し、ヤングケアラーの早期発見、必要な支援を行います。支援にあたっては、こどもだけでなく保護者を含めた世帯全体を対象とした支援を行います。	こども家庭センター
周知と啓発	○様々な機会を捉えて、保護者への認識の改善のための周知や広報を行います。	こども家庭センター
 <p>※鳥取県のヤングケアラーリーフレット</p>		

【施策⑤】障がいのあるこどもや発達に心配のあるこどもへの支援

(課題と取組方針)

本市では障がいのあるこどもや支援が必要なこどもに対する障害福祉サービス等の利用は、一定数あり、その特性も様々で、きめ細かな対応が必要となっています。

障がいのあるこどもの状況や特性を考慮したサービス等の提供等、必要な支援を行うとともに、インクルージョン（注1）の理念に基づく地域社会の推進を行います。

また、本施策は「倉吉市障がい者プラン」と連携し、障がいのあるこどもや発達に心配のあるこどもへの支援を充実していきます。

（注1）インクルージョン：障がいのある人とともに暮らす社会を目指すというノーマライゼーションの理念をもとに、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指そうとする理念

●主な取組の内容●

取 組	障がいのあるこどもへの切れ目のない支援	
内 容	説 明	担当
障害福祉サービス等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのあるこどもとその家族が希望する障害福祉サービス等を提供することで、障がいのあるこどもとその家族に寄り添った支援を行います。 ○個々の状況に応じて保育サービスや地域子ども・子育て支援事業などの子育て支援を提供します。 ※地域子ども・子育て支援事業については、「第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保」に内容を記載します。 	こども家庭センター
包括的な支援のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターが中心となり、関係機関と連携し、保育園、小学校等のそれぞれのライフステージに応じた包括的な支援のコーディネートを行います。 	こども家庭センター
移行支援会議・就学先支援	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校、中学校の卒業期に、移行支援会議を開催し、必要な支援が途切れることがないように次の就学先へ伝えます。また、早期からこどもの状況に応じた就学先などを支援します。 	学校教育課

取 組	医療的ケア児への支援	
内 容	説 明	担当
医療的ケア児等支援コーディネーターの配置	<p>○こども家庭センター等に医療的ケア児等支援コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族の相談支援、必要なサービスの提供等のコーディネートを行います。</p> <p>○県の医療的ケア児支援センターなどの関係機関と連携し、支援が必要なこどもに対しきめ細かな支援を行います。</p>	こども家庭センター
保育所や小・中学校の看護師配置	○保育所や小・中学校に看護師を配置し、医療的ケア児の受入体制を整備します。	こども支援課 こども家庭センター 学校教育課
学校生活支援員の配置	○きめ細やかな指導が行えるように、必要な人員を配置します。	学校教育課

取 組	発達支援や特別な支援が必要なこどもへの支援	
内 容	説 明	担当
子どもの成長段階に応じた総合的相談支援	<p>○こども家庭センターに児童指導員を配置し、関係機関と連携し、子どもの成長段階に応じた総合的支援、就学前の発達相談、訪問支援、就学後の相談支援など、きめ細かな支援を行います。</p> <p>○個々の状況に応じて保育サービスや地域子ども・子育て支援事業などの子育て支援につなぎます。</p>	こども家庭センター
児童発達支援事業所	○児童発達支援事業所において、日常生活における動作指導や、集団生活への適応訓練等を行います。	こども家庭センター
通級指導の充実	<p>○小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に、必要に応じて通級指導教室で適切な指導を実施します。</p> <p>○支援の多様化に対応するため、指導教員の育成や児童生徒の在籍小中学校に出向いて指導を行う巡回指導を実施し、必要な児童生徒に支援が行えるよう通級指導の充実、強化を図ります。</p>	学校教育課
特別支援教育の推進	○小・中学校の特別支援学級において、適切な人員を配置し、きめ細やかな指導を行います。	学校教育課

【施策⑥】若者への支援

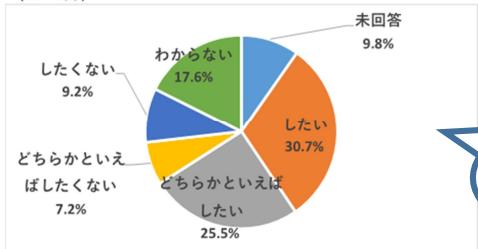
(課題と取組方針)

近年、本市の人口は減少が進んでおり、特に、大都市圏への流出などにより、若者の減少に歯止めがきかない状況となっています。また、経済的な不安や家事育児の不安、価値観やものの考え方の変化などを背景に、若者の非婚、晩婚化、多様な結婚の形が生まれるなど、若者を取り巻く状況が変化しています。令和7年9月に実施した若者に対するアンケート調査の結果においても、「結婚したくない」と考えている若者が一定数いることがわかっています。

<R7.9月若者の意見聴取アンケート>

○将来、結婚したいと思いますか。

(n=153)



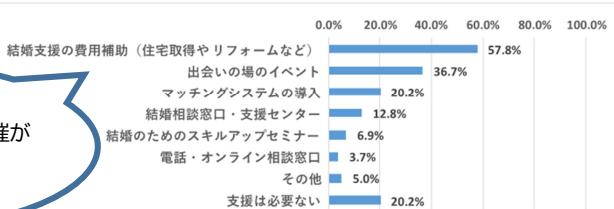
参考

「したくない」「どちらかといえばしたくない」「わからない」が約3割！

○出会いや結婚支援に必要な施策は何ですか。

(n=218)

費用補助やイベントの開催が多くなっています。



若者のライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりの価値観を尊重しつつ、若者の社会的な自立を支援します。

●主な取組の内容●

取 組	就労機会の支援	
内 容	説 明	担 当
若者の就労支援	○地元企業や公共職業安定所などの関係機関や地元高校・短大等と連携し、若者の就労支援を行います。	しごと定住促進課
情報発信	○市報やホームページ等の媒体を活用する他、地元企業の魅力を紹介するパンフレットを作成し、就職関連の情報やイベントの情報の発信を行います。	しごと定住促進課

生活困窮世帯に対する就労支援	○生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯に対して、倉吉市社会福祉協議会内のあんしん相談支援センターによる就労支援等を行います。	福祉課
----------------	---	-----

取 組	出会い・婚活のサポート	
内 容	説 明	担当
イベントの周知、広報	○市報やホームページ等の媒体を活用し、とつとり出会い系サポートセンターや鳥取中部ふるさと広域連合が開催する出会いの場づくりのイベントの周知、広報を行います。	しごと定住促進課

取 組	困難を抱えた若者の支援	
内 容	説 明	担当
複雑化・複合化した課題に対する相談支援	○倉吉市社会福祉協議会内のあんしん相談支援センターに総合窓口を設置し、経済的な課題や障がいに関する課題などの複雑化・複合化した課題を抱える若者に対して、相談支援を行います。 ○令和7年度からこども家庭センターを設置し、こども・子育てに関する総合的な相談窓口として、相談支援を行います。 ○こども家庭センターに女性のための相談窓口を設置するとともに、県などの関係機関と連携し、女性の面接相談を行います。	福祉課 こども家庭センター
関係機関の連携	○各分野の支援機関・団体で構成された倉吉市あんしんネットワークを構築し、各支援機関が連携して、困りごとを抱えた若者への支援を行います。	福祉課 こども家庭センター

2. 基本方針Ⅱ すべての親がゆとりと喜びをもって子育てできることを支援

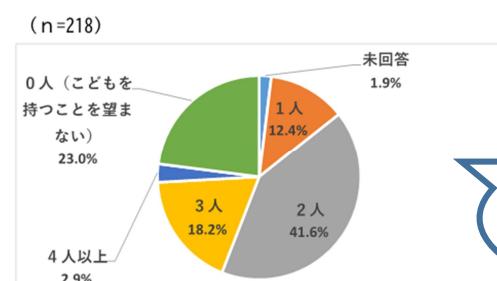
【施策①】妊娠・出産の支援

(課題と取組方針)

近年、本市の出生数は急激な減少傾向にあり、出産や子育てができる環境を構築することで、安心してこどもを生み、育てることができるまちづくりが急務となっています。

<R7.9月若者の意見聴取アンケート>

○将来、こどもは何人欲しいと思いますか。



参考

こどもを持つことを望まない若者も一定数あります

妊娠期から安心して過ごし、心身の健康を支援しながら出産を迎えることのできる環境を整備・構築します。

●主な取組の内容●

取組	相談支援の充実・強化	
内容	説明	担当
母子に関する検診・相談・訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターにおいて、母子健康手帳を交付し、母子に関する検診・相談・訪問等を行います。 ○こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉を一体とした相談支援を行います。 <div style="text-align: center;">  <div style="border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 10px auto;">アプリを検索</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin: 0 10px;">母子モ</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin: 0 10px;">検索</div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 10px;">母子モ</div> <p>※倉吉市の母子保健手帳</p> </div>	こども家庭センター

取 組	妊娠期の支援	
内 容	説 明	担当
妊婦等包括相談支援	○支援の必要な妊婦等に対して支援プランを作成し、個別支援を行う妊婦・出産包括支援事業を実施します。	こども家庭センター
妊婦健康診査	○妊婦健康診査の勧奨、受診券の発行など、妊婦の健康管理を行います。	こども家庭センター
不妊治療の負担軽減	○不妊治療の負担軽減のため、保険適用外となる特定不妊治療にかかる費用の一部を助成します。また、県の不妊専門相談センターはぐてらすと連携し、不妊や不育に悩む人の相談支援を行います。	こども家庭センター

※妊婦等包括相談支援及び妊婦健康診査は、「第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保」において、量の見込みや確保方策を記載します。

取 組	出産期の支援	
内 容	説 明	担当
産後ケア	○産後の心身の安定や育児不安の解消を図るため、助産師等による保健指導や育児相談などの産後のケアを行います。	こども家庭センター
出産育児一時金	○倉吉市国民健康保険被保険者の出産にかかる費用について、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
妊婦のための支援給付金	○妊婦のための支援給付金を支給し、妊婦、子育て家庭への伴走型相談支援と一体的な支援を行います。	こども家庭センター
出産手当	○第3子以降を出産された人に対して出産手当を支給します。	市民課

※産後ケアは、「第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保」において、量の見込みや確保方策を記載します。

【施策②】子育て支援

(課題と取組方針)

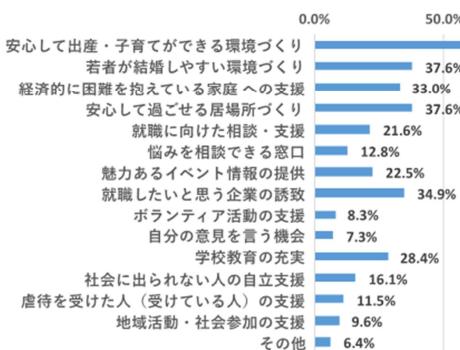
若者に対して本市が行ったアンケート調査では、市に希望する施策として、「安心して出産・子育てができる環境づくり」との回答がもっとも多く、子育て支援施策への期待は大きいものとなっています。また、その他にも、結婚支援、経済的支援などの意見がありました。若者のライフスタイルや、子育てに関する考え方が多様化する中で、ニーズに応じたサポートを行っていくことが重要となっています。

<R7.9月若者の意見聴取アンケート>

参考

○市の施策に望むことは何ですか。

(n=218)



「安心して出産、子育てができる環境づくり」がもっとも望まれています

本市は、令和7年4月にこども家庭センターを設置し、子育てに関わる保護者の身体的、精神的な負担を軽減するなど、包括的に子育て支援を行う体制を整備しました。今後はこども家庭センターを中心に、関係機関と連携した安心・安全な子育て支援を行うため、引き続き、子育てに関する支援を充実させていきます。

併せて、子育てに関わる保護者のニーズに応じたきめ細かなサポートを充実していきます。

●主な取組の内容●

取 組	子育てに関する相談支援の充実	
内 容	説 明	担 当
子育て総合支援センターの設置	<p>○子育て総合支援センターを設置し、子育て家庭の交流や子育てに関する情報発信、情報交換の場として、子育てに関する支援を行います。</p> <p>○子育てに関する各種セミナーの開催や様々なプログラムを実施し、保護者にとって必要なスキルの習得を支援します。</p>  <p>子育て総合支援センターでは こんなことをしています</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなで童謡を歌って！ ふれあいマッサージ！ おはなし会！ ふれあい遊び！ <p>※子育て総合支援センター「おひさま」の様子。火曜日～土曜日（祝日は除く）に開所し、遊びのプログラムなど子育てに関する様々な催しを行っているほか、「こんにちは赤ちゃん訪問」など訪問による支援も行っています。</p>	こども家庭センター

こども家庭センターの設置	<p>○こども家庭センターを設置し、子育て家庭の相談支援や、必要に応じた各種事業へのつなぎなど、様々な子育て支援のコーディネートを行います。</p> <p>○こども家庭センターを中心に、関係機関と連携して妊娠期からの切れ目のない支援を提供します。</p> <p>※令和7年4月に市役所内に「こども家庭センター」を設置しました。保健師、助産師、児童指導員など専門的な知識を習得した職員が、子育て家庭に寄り添い、きめ細やかで切れ目のないサポートを行います。</p>	こども家庭センター
--------------	--	-----------

※本項は、「第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保」において、量の見込みや確保方策を記載します。

取 組	子どもの健康づくり	
内 容	説 明	担当
幼児期からの健 康づくり活動	○保護者や児童を対象に、生涯の健康基盤づくりのため、幼児期からからだへの興味・関心をもってもらう機会を提供します。	健康推進課 こども家庭 センター

取 組	各種助成制度の充実	
内 容	説 明	担当
特別医療費助成 制度	○鳥取県特別医療費助成制度により、18歳に達した年度末までの人を対象に、医療費の自己負担を無料にします。	保険年金課
児童手当	○高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)までの児童を養育する人を対象に、児童手当を支給します。	こども家庭 センター

取 組	子育て世帯の移住・定住支援	
内 容	説 明	担当
移住・定住相談	○空き家の紹介や、就労の支援など、移住・定住に関する相談を行います。	しごと定住 促進課
結婚新生活支援	○新規に婚姻した世帯を対象に住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び引越費用等の一部を助成します。	しごと定住 促進課
若者世帯への奨 励金	○県外から移住した若者世帯(39歳以下)や子育て世帯に交付します。	しごと定住 促進課
移住定住者住宅 取得支援	○若者世帯(39歳以下)の住宅購入に要する経費の一部を助成します。	しごと定住 促進課

取 組	家庭における学びの提供	
内 容	説 明	担当
家庭教育支援	○子育て当事者である保護者を対象に、家庭における子育てに必要な情報の提供や講座などの開催を行います。	社会教育課 学校教育課
子育て十か条の 啓発	○子どもの健やかな成長のため、家庭で取り組むことの目安である「倉吉の子育て十か条」を周知、啓発し、	社会教育課

	<p>確かな学力、豊かな心を育てます。</p> <p>※「倉吉の子育て十か条」。</p>	
図書館機能を活用した子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート事業や定期的なおはなし会の開催により幼児期からの読書活動の推進を図ります。 ○図書館内の「わくわく子育て応援コーナー」において子育て支援に関する情報を提供します。 	図書館

【施策③】共働き・男性の子育てへの主体的な参画の推進

(課題と取組方針)

共働き世帯が増加し、結婚や出産後も仕事を継続したい人が増加していることから、仕事と子育ての両立を支援していくことが重要です。また、近年、性別による固定的役割分担意識を見直す男女共同参画の取組が推進されているものの、その理解度は高いとは言えない状況です。男女共同参画の社会づくりは、引き続き、市全体として推進していきます。

<R7.9月ニーズ調査（就学前児童の保護者向け）>

○病気等で子どもを休ませた時の対処方法を教えてください。

参考



「母親が仕事を休んだ」がもっとも多く、「父親が仕事を休んだ」の約2倍

本市では令和8年度からを新たな計画期間とした「第7次くらよし男女共同参画プラン」を策定し、本計画は、同プランと連携した取組を実施します。男性の子育ての主体的な参画を推進するため、積極的な広報や啓発を行っていきます。

●主な取組の内容●

取 組	男女共同による子育ての推進	
内 容	説 明	担当
子の看護休暇や男性の育児休業の取得推進	○民間企業、行政などの働く場や、雇用主、従業員、職員などに対して、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、女性活躍の普及啓発を行います。また、子の看護休暇や男性の育児休業の取得などを推進するため広報や啓発を行います。	人権政策課
地域の意識啓発	○自治公民館やコミュニティセンターなど地域住民の集まる場で、意識啓発を行います。	人権政策課

【施策④】子どもの貧困・ひとり親家庭の自立支援

(課題と取組方針)

人口減少に伴い、子どもを持つ世帯も減少傾向にあります。また、子どもを持つ世帯のうち約4分の1がひとり親家庭となっています。ひとり親家庭の相談支援では、経済的な不安に関する相談がもっとも多くみられます。世帯の経済的状況などの生まれ育つ環境に左右されることなく、子どもが健やかに育ち、希望する未来を実現できるように支援していくことが重要です。

生活の支援、教育の支援、居場所の支援、保護者の支援を、包括的かつ総合的に支援することで、子どもが健やかに育つ環境づくりを行います。

●主な取組の内容●

取 組	相談機能の充実	
内 容	説 明	担当
母子・父子自立相談支援員の設置	○子ども家庭センターに母子・父子自立相談支援員を配置し、個々の家庭に寄り添った丁寧な相談支援を行います。	こども家庭センター
関係機関の連携	○子ども家庭センターを中心として、母子生活支援施設や母子父子寡婦福祉団体などの関係機関と連携し、きめ細かい支援を行います。 ○個々の状況に応じて保育サービスや地域子ども・子育て支援事業などの子育て支援につなぎます。 ※地域子ども・子育て支援事業については、「第5章 子ども・子育て支援事業に係る見込みと提供体制の確保」に内容を記載します。 ○潜在的な困りごとを抱えている世帯、必要な支援が届いていない世帯に対して、関係機関と連携して、アウトリーチによる支援を行います。	こども家庭センター
周知・広報	○子ども家庭センターなどの相談窓口や支援制度について、支援を必要としている人が情報を入手しやすいように、市報、ホームページ等の各種媒体を活用するなど広報や周知を行います。	こども家庭センター

取組	生活支援の充実	
内容	説明	担当
母子生活支援施設の入所措置	○保護や自立促進の支援が必要な母子に対して、母子生活支援施設の入所を措置し、必要な生活支援を行います。	こども家庭センター
生活困窮世帯の居住支援・自立支援	○生活困窮世帯の公営住宅の優先的な入居を配慮します。民間賃貸住宅の不動産事業者や県のあんしん賃貸支援事業と連携して住まいの確保を支援します。 ○生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯に対して、倉吉市社会福祉協議会内のあんしん相談支援センターによる相談支援等を行うとともに、関係機関が連携して生活困窮世帯の自立に向けた支援を行います。	建築住宅課 福祉課
こども食堂の推進	○地域や様々な人たちとふれあえる交流の場として、鳥取県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、こども食堂の取り組みを推進します。	こども家庭センター
就労に必要な費用の助成	○十分な収入を得られるように、就労に必要な自立支援教育訓練講座や資格取得のための養成機関などの受講費用の一部を支給します。	こども家庭センター
法律相談へのつなぎ	○養育費の確保や面会交流などの相談・助言を行うため、法テラスや鳥取県男女共同参画センターなどの法律相談へのつなぎを行います。	こども家庭センター
生活保護	○生活保護法に基づく困窮者支援を行います。	福祉課
子ども学び教室の設置	○小学3年生から中学3年生までの子どもを対象に、学習習慣や基礎学力を身につける学びの場として、倉吉市子ども学び教室を設置します。	福祉課
地域未来塾	○教員経験者・地域住民等の協力による地域未来塾を開催し、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかつたりする生徒に対して、学習環境を提供します。	学校教育課

取組	経済的支援の実施	
内容	説明	担当
各種利用料等の軽減	○家庭の状況に応じて、各種軽減を行います。 ・保育料 ・放課後児童クラブ利用料 ・学校給食費	こども支援課 学校給食センター 他

各種助成制度	○家庭の状況に応じて、各種助成を行います。 ・特別医療費助成 ・小中学校入学支度金 ・要保護・準要保護就学援助制度 他	保険年金課 こども家庭 センター 教育総務課 他
児童扶養手当	○18歳に達した年度末までの人の養育者（児童を監護するひとり親家庭等の父母等）に対して、児童扶養手当を支給します。	こども家庭 センター

3. 基本方針Ⅲ すべてのこどもや家庭を応援する地域社会への支援

【施策①】こども・若者の権利を守るための取組の実施

(課題と取組方針)

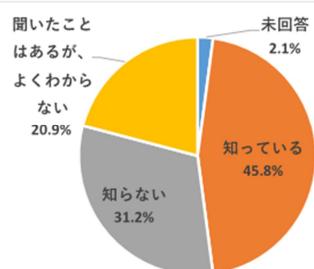
こども基本法には、こども・若者・子育て当事者の意見を聴取し、施策に反映させるために必要な措置を講ずることとされています。また、こども大綱においては、こども・若者を権利の主体として認識し、人格・個性を尊重し、権利を保障し、最善の利益を図ることとされています。これは、こどもも大人と等しく一人ひとりに権利があり、意見を述べ、重視される権利があるとされているものです。

参考

<R7.9月こどもアンケート調査（小学5年生から中学3年生対象）>

○意見を表すことができる権利を知っていますか。

(n=946)

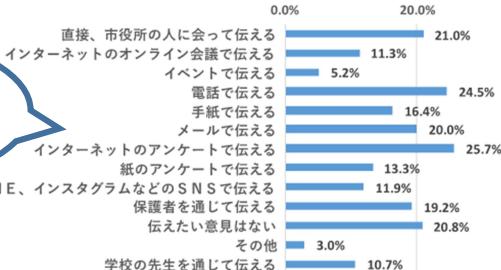


半数以上が「知らない」「よくわからない」と回答

○伝えたいことがある時、市役所にどういった方法で伝えたいですか。

インターネット、電話、対面
が多くなっています

(n=946)



こども・若者の意見を聞く機会を作り、施策に反映させる取組を行います。また、市全体のこども・若者に対する人権意識を高める取組を行います。

●主な取組の内容●

取 組	こどもや若者が自ら意見を表明する機会の提供	
内 容	説 明	担当
意見表明の機会の提供	<p>○アンケートによる定量的な調査などにより、こどもや若者の現状を把握し、施策に反映します。</p> <p>○鳥取県や市内小・中学校などと連携し、こども・若者の意見を直接聞く機会を設けます。</p>	こども支援課
市民対話集会	○市長がこどもや若者をはじめ、市民との対話を通じて、直接意見を聞く場を設けます。	企画課

取 組	人権意識の啓発	
内 容	説 明	担当
幼児期から学ぶ機会の提供	○保育所等において、子どもの権利をはじめ、様々な人権について、幼児期から学ぶことのできる機会を提供します。	こども支援課
学校における学習する機会の提供	○学校において、様々な人権問題を主体的に解決する力の育成をめざし、学習する機会を確保するとともに、内容の充実を図ります。	学校教育課
周知や啓発	○保護者や若者、地域住民、学校や保育所等の職員などの支援に関わる人に対して、人権意識の向上に向けた周知や啓発を行います。	人権政策課
部落解放研究市集会	○部落解放研究倉吉市集会を毎年開催し、市民の人権意識を深めあうため、参加者の実践や活動の共有などを行います。	人権政策課

【施策②】子育てを地域全体で支えるための啓発・取組の推進

(課題と取組方針)

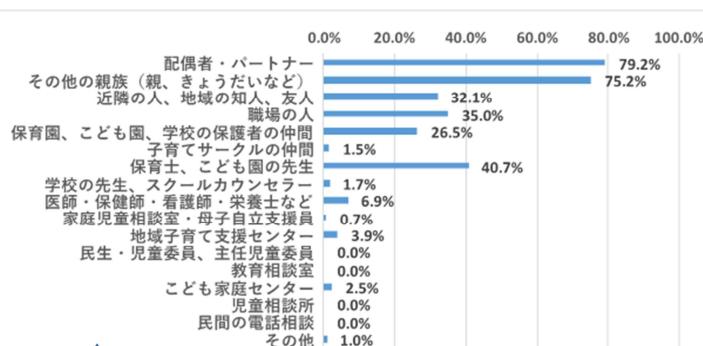
推計人口をみると、本市では今後さらに人口減少が進み、少子高齢化、核家族化など、家族の機能の低下が危惧されます。また、地域のつながりの希薄化により、地域での支え合いや担い手の減少などが深刻化することが予想されます。このことにより、地域全体で子どもを支える力の弱まりも懸念されます。

参考

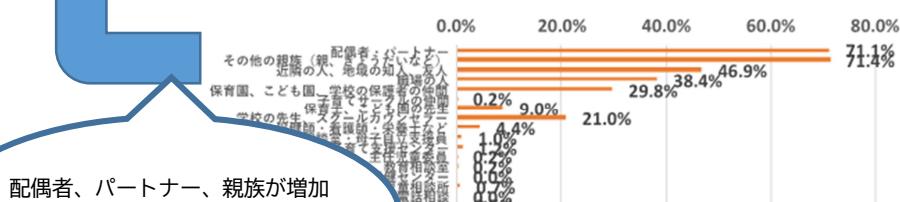
<R7.9月ニーズ調査（就学前児童の保護者向け）>

○子育てに関して気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

(n=408)



<H25.10月ニーズ調査>



配偶者、パートナー、親族が増加している一方、近隣・地域住民などは減少

子育て世帯、地域、学校、保育所等が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりを行います。

●主な取組の内容●

取 組	子育てを地域全体で応援する取組	
内 容	説 明	担当
子育て世帯買い物応援事業	<p>○就学前の児童のいる子育て世帯に対して、地域の協賛店を利用すると割引・特典を受けることができる子育て世帯買い物応援事業を推進します。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p>※くらよし子育て応援事業は市内 78 店舗(令和 7 年 4 月時点)で利用が可能です。</p> </div>	こども家庭センター
民生児童委員活動の推進	○地域の身近な相談者として、民生児童委員による子育て世帯の相談を受け、必要に応じて関係機関へのつなぎを行います。	福祉課
地域の見守り活動の推進	○自治公民館の防犯パトロールなどの見守り活動を推進します。	防災安全課 地域づくり支援課
青少年健全育成協議会の推進	○青少年育成協議会をはじめ、関係団体・機関と連携し、青少年の健全育成に必要な事業を推進します。	社会教育課
放課後子ども教室の実施	○子どもたちが将来社会で生きていく上で必要な力を育むため、幅広い地域住民の参画により、交流による様々な学習活動等を、各地区等で実施します。	社会教育課
子ども会活動の育成支援	○子ども会リーダー研修や指導者等研修会などを開催し、子どもたちによる自主的な子ども会活動を目指し、活動の充実と活性化を図ります。	社会教育課
スポーツ少年団の推進	○スポーツを通じて青少年の健全な心身を育てる目的とするスポーツ少年団の活動を支援します。	社会教育課

【施策③】安心・安全な環境づくり

(課題と取組方針)

市内にある公園は、こどもたちの身近な遊び場として利用されていますが、そこに設置された遊具等は、設置から相当年数が経過している公園がほとんどです。安全で、誰にとっても利用しやすい公園となるように、整備を進めていく必要があります。

また、全国的にこども・若者が犯罪に巻き込まれるケースが増えています。本市においても、こども・若者の安心・安全な生活を守るために、ハード・ソフト両面での環境づくりを行っていく必要があります。

<R7.9月ニーズ調査（就学前児童の保護者向け）>

○外出の際の心配ごと、困りごと、不安なことは何ですか。

(n=408)

参考



子どもを遊ばせる場所やこどもに配慮した場所、設備がないことが多くなっています。

安心・安全なまちづくりを実現するため、当事者であるこどもや若者、保護者の意見を聞きつつ、計画的な整備等を行っていきます。また、防災や犯罪被害の周知・啓発を徹底することで、安心・安全な環境づくりを推進します。

●主な取組の内容●

取 組	公園の整備	
内 容	説 明	担 当
公園や遊具等の充実	<p>○誰にとっても利用しやすい公園や遊具等の整備、更新を行います。</p> <p>○こどもたちが安全に公園を利用するため、既存の公園の遊具点検など、公園の維持管理を行います。</p>	管理計画課 図書館

取組	安全対策	
内容	説明	担当
通学路等の安全確保	○こども・若者が安心して外出できる環境づくりのため、通学路をはじめとした道路等の安全確保を行います。	建設課
避難訓練、防災教育、不審者等対応訓練	<p>○保育所や認定こども園、学校、地域の避難訓練などを通じた災害対策や、学校での防災教育を推進します。</p> <p>○保育所や認定こども園、学校において、不審者等の対応訓練を行い、安全意識や対応力の向上を図ります。</p>  <p>※保育園の避難訓練の様子。</p>	防災安全課 こども支援課 学校教育課
交通安全指導員の派遣	○地域の交通安全教室や自転車教室などに交通安全指導員を派遣し、交通ルールや交通マナーを啓発します。	防災安全課
消費者問題、性被害防止、SNSの適切な利用などの啓発	<p>○こども・若者が犯罪の被害に遭わないように、消費者問題、性被害防止、SNSの適切な利用などの啓発を行います。</p> <p>○倉吉地区少年補導センターと連携した非行防止活動や、倉吉市青少年育成会議などの関係機関と連携し、子どもの健全育成を推進します。</p> <p>※国の「こども性暴力防止法（令和6年6月19日公布）」が令和8年12月25日に施行されることから、国の動向を注視し、必要な取り組みを検討します。</p>	地域づくり支援課 学校教育課 社会教育課

第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業

本章においては、子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育のサービス事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の今後のサービスの目標量を推計し、それを実現するためのサービスの提供体制の確保方策を定めるものです。

令和8年度から令和11年度までの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策について定めることとし、見込量の算出にあたっては、適切なサービスの提供ができるように、児童数の推移や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、見込量を設定します。

2. 教育・保育等の提供区域

子ども・子育て支援法では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策を設定する単位として、地理的条件や人口、交通事情などの地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定することされています。

本市においては、市内の教育・保育施設の配置状況や子どもの人数等を勘案し、第2期子ども・子育て支援事業計画に引き続き、市内全体を1区域とします。

3. 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育

① 教育・保育施設を利用することもの認定区分

認定区分	対象施設	給付の内容
●1号認定 小学校就学前の満3歳以上のことどもで、 2号認定以外のことども	幼稚園 認定こども園	・教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
●2号認定 小学校就学前の満3歳以上のことどもで、 保護者の労働、疾病その他の理由で家庭において必要な保育が困難なことども	保育所 認定こども園	・保育短時間（1日8時間）の保育を実施 ・保育標準時間（1日11時間）の保育を実施
●3号認定 小学校就学前の満3歳未満のことどもで、 保護者の労働、疾病その他の理由で家庭において必要な保育が困難なことども	保育所 認定こども園 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）	・保育短時間（1日8時間）の保育を実施 ・保育標準時間（1日11時間）の保育を実施

② 量の見込みの考え方

●国より標準算出方法が示されていますが、第2期子ども・子育て支援事業計画の実績や、推計を上回る近年の急速な人口減少、出生数の減少を考慮する必要があります。また、国の手引きには「地域の実情に応じて算出方法は変更可能」であると示されていることから、量の見込みは、下記を踏まえて算出します。

★量の見込みの算出方法

- ①本市の今後5年間の人口推計
- ②保護者を対象としたニーズ調査の結果（令和7年9月実施）
- ③教育・保育施設の利用実績

③ 推計児童数

●本市の推計児童数は、下記のとおりです。この推計人口は第2章の推計人口と異なり、教育・保育の量の見込みと確保方策の基礎資料として、住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により、令和11年度までの各年齢別人口を推計したものです。

(人)

区分	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0歳	人	217	209	202	199	196
1歳	人	260	213	205	198	196
2歳	人	273	247	203	195	189
3歳	人	266	274	248	203	196
4歳	人	300	263	270	245	201
5歳	人	320	292	255	263	238
合計	人	1,636	1,498	1,384	1,304	1,215

※各年度4月1日時点の児童数

※令和7年度は実際の児童数

★推計値の算出方法について

- ・国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では算出が困難
- ・5年間の短い期間での人口異動は大きく変化しない

以上の理由から、令和7年4月1日時点の年齢別人口を基準として、コーホート変化率法を用いて算出しました。コーホート変化率法は、同時に出生した集団の、ある期間の人口の変化を捉えることで将来人口を推計する手法です。

④ 教育・保育の量の見込みと確保方策

● 1・2号認定

区分		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	1号認定	人	65	61	57	52	47
	2号認定	人	796	744	695	639	570
	合計	人	861	805	752	691	617
確保方策 ②	1号認定	人	65	61	57	52	47
	2号認定	人	796	744	695	639	570
	合計	人	861	805	752	691	617
過不足 (②-③)	1号認定	人	0	0	0	0	0
	2号認定	人	0	0	0	0	0
	合計	人	0	0	0	0	0

● 3号認定

区分		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	0歳	人	33	32	31	30	30
	1・2歳	人	464	401	355	343	335
	合計	人	497	433	386	373	365
確保方策 ②	0歳	人	33	32	31	30	30
	1・2歳	人	465	401	355	343	335
	合計	人	498	433	386	373	365
過不足 (②-③)	0歳	人	0	0	0	0	0
	1・2歳	人	0	0	0	0	0
	合計	人	0	0	0	0	0

※各年度4月1日時点の推計。令和7年度は実績値です。

- 公立保育園、私立保育園、私立認定こども園において、令和11年度までの量の見込みに対応します。
- 保護者のニーズや就労状況などを把握し、公立保育園、私立保育園、私立認定こども園との連携を強化します。既存の施設を活用することを基本とし、量の見込みに対する提

第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制の確保

供体制を確保します。また、公立保育園に関しては、「倉吉市公立保育所再編計画」に基づき、適正な配置に努めます。

- 支援を必要とする子どもの受入れに努めるとともに、一人ひとりの子どもに対して、きめ細やかな保育を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

事業概要	<p>教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報を集約し、こどもやその保護者からの相談に応じて、必要な情報提供、助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整を実施します。</p> <p>地域子育て支援拠点等に設置する「基本型」と、行政の窓口に設置する「特定型」、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する「こども家庭センター型」があります。</p>
------	--

▼量の見込みと確保方策

	区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

量の見込みの考え方	<p>ニーズ調査では子育てに関する不安を感じている保護者は、保護者全体の約半数となっており、相談窓口の役割は重要なものと考えています。全市を対象とし、児童福祉や母子保健の機能を一体とした支援を行う必要があります。</p> <p>また、統括支援員、専任保健師などの専門職を配置し、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であることから、これらを充実していく必要があります。</p> <p>以上のことから、利用者支援が適切に実施できるように、これまでの相談実績をもとに、設置数を算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>本市では特定型として「倉吉市子育て総合支援センターおひさま」を設置しており、こども家庭センター型として令和7年度から市役所内に「こども家庭センター」を新設しています。いずれも専任の職員を配置し、こども家庭センターには統括支援員を配置することで、適切かつきめ細かな支援を図っていきます。</p>

② 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦等に対して、面談などを行うことにより、妊婦等の心身の状況や、置かれている環境、その他の状況を把握し、母子保健や子育てに関する情報提供などの援助を行います。また、妊婦等の個々の状況に応じた支援プランを作成し、関係機関とカンファレンスを行うなど、包括的な相談を行います。
------	---

▼量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	回 (のべ)	651	627	606	597	588
確保方策	回 (のべ)	651	627	606	597	588

量の見込みの考え方	推計児童数は減少傾向にあります。ニーズ調査の結果から、子育てに関する不安を感じている保護者は、保護者全体の約半数となっています。また、過去の利用実績では、一定数の利用がありました。 以上のことから、今後も一定の利用があると考えますので、過去の利用実績をもとに、量の見込みを算出しました。
確保方策の考え方	現行の妊婦等包括相談支援事業で支援は可能と考えられますので、継続して実施します。

③ 延長保育事業

事業概要	<p>通常の保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間に、保育所等において、保育を行います。</p> <p>【対象児童】保育所等の入所児童 【実施施設】市内の保育所等</p> <p>【延長保育利用の例】 開所時間が 7:00～19:00 の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>7:00</td><td>8:00</td><td>18:00</td><td>19:00</td></tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">延長保育</td><td style="background-color: #d3d3ff;">保育標準利用時間（8時間）</td><td style="background-color: #ffffcc;">延長保育</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td style="background-color: #d3d3ff;">保育標準利用時間（11時間）</td><td></td><td style="background-color: #ffffcc;">延長保育</td></tr> </table> <p>※延長保育は、市内の保育所で実施していますが、利用時間は各施設によって異なります。</p>	7:00	8:00	18:00	19:00	延長保育	保育標準利用時間（8時間）	延長保育			保育標準利用時間（11時間）		延長保育
7:00	8:00	18:00	19:00										
延長保育	保育標準利用時間（8時間）	延長保育											
	保育標準利用時間（11時間）		延長保育										

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人	15,257	15,257	15,257	15,257	15,257
①	か所	24	23	23	23	23
確保方策	人	15,257	15,257	15,257	15,257	15,257
②	か所	24	23	23	23	23
過不足	人	0	0	0	0	0
(②-①)	か所	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	<p>推計児童数、推計入所児童数は減少傾向にあります。しかし、過去の実績をみると、年度によって利用児童数に差があり、増減の傾向はないものの、一定数の利用はあると考えられます。</p> <p>以上のことから、過去の実績を参考に、引き続き一定数の利用があると見込んで算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>本事業は保育所等の利用者を対象とした追加サービスで柔軟に対応することが可能なため、現行の延長保育事業を継続して実施します。</p> <p>※令和8年度から北谷保育園（公立）について高城保育園との合同保育が決定しているため施設箇所数に反映しています。</p>

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	<p>保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学校児童に対して、放課後や長期休業期間中に、遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図るものです。</p> <p>【対象児童】市内に住所を有していて、保護者が労働などにより日中家庭にいない、小学校1年生から6年生の児童。</p> <p>【実施場所】市内の各小学校区に設置する児童館等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立：6か所 ・私立：12か所 <p>また、民間事業者に対しては、市が児童クラブの運営を委託することで民間事業者の運営を支援します。</p>
------	--

▼量の見込みと確保方策

区分		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	公立	人(のべ)	304	304	304	304	304
	私立		623	623	623	623	623
	計		927	927	927	927	927
確保方策 ②	公立	人(のべ)	304	304	304	304	304
	私立		623	623	623	623	623
	計		927	927	927	927	927
過不足 (②-①)	公立	人(のべ)	0	0	0	0	0
	私立		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	<p>推計児童数は減少傾向にありますが、児童クラブの利用児童数は、近年、増減を繰り返しながら、5年前と比較するとやや増加傾向にあります。ニーズ調査の結果から、保護者の利用希望は今後も一定数見込まれることが考えられます。</p> <p>以上のことから、児童数減少の傾向があるものの、過去の実績と潜在的な利用ニーズを踏まえて今後の量の見込みを算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>基本的に現行の児童クラブ数で受入が可能なため、継続して実施します。学校の統廃合があった場合や地域ごとの利用状況に応じて、公立児童クラブの施設整備の検討を行います。</p> <p>比較的利用児童数が多くなる長期休業期間（夏休み期間など）については、支援員を増員するなど受入が可能となるよう体制整備します。</p>

⑤ 病児・病後児保育事業

事業概要	<p>児童が病気等の回復期または回復に至らない状態の時、入院治療が必要ではないものの集団保育等が困難で、保護者が仕事を休めず家庭で看ことができない場合に、医療機関等と併設した施設で児童を預かります。</p> <p>【対象児童】市内に住所を有している満6ヶ月以上で保育所等に在籍している児童または小学校1年生から3年生までの児童 【実施場所】病児保育施設 2か所（うち1か所は市外） 病後児保育施設 1か所</p>
------	--

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	人 (のべ)	477	481	481	481	481
確保方策 ②	人 (のべ)	477	481	481	481	481
過不足 (②-①)	人 (のべ)	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	<p>病児保育の利用実績は、新型コロナウイルス禍で減少したものの、近年は一定の利用があります。また、ニーズ調査の結果において、子どもが病気の時の預かり先に対するニーズが多かったことから、今後も需要は一定数あると予想されます。</p> <p>以上のことから、過去の実績と利用ニーズを考慮して、量の見込みを算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>現行の施設の受入可能人数の範囲内で受入は可能なため、継続して実施します。</p>

⑥ 子育て短期支援事業

事業概要	<p>保護者の疾病や疲労、出産など、身体上、精神上、環境上の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で養育・保護を行います。日中または宿泊を含めた複数日の間、児童の養育・保護を行う「ショートステイ」と、平日の夜間や休日に児童を保護し、生活指導や食事提供等を行う「トワイライトステイ」があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #E0F2F1; margin-top: 10px;"> <p><ショートステイ></p> <p>【対象児童】市内に住所を有している児童（18歳の年度末まで）で、保護者が疾病、出産、看護、事故等により一時的に家庭で養育できない場合</p> <p>【実施場所】児童養護施設 2か所（うち1か所は市外） 母子生活支援施設 2か所 ファミリーホーム 1か所（市外）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #E0F2F1; margin-top: 10px;"> <p><トワイライトステイ></p> <p>【対象児童】市内に住所を有している小学校児童で、保護者が仕事等により帰宅が夜間にわたり、または休日に不在となるため一時的に家庭で養育できない場合</p> <p>【実施場所】児童養護施設 2か所（うち1か所は市外） ファミリーホーム 1か所（市外）</p> </div>
------	---

▼量の見込みと確保方策

＜ショートステイ＞

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	人	40	40	40	40	40
確保方策 ②	人	40	40	40	40	40
	か所	5	5	5	5	5
過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

<トワイライトステイ>

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	人	10	10	10	10	10
確保方策 ②	人	10	10	10	10	10
	か所	3	3	3	3	3
過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	<p>ニーズ調査の結果から、保護者の疾病等の理由で子どもの預かり先に困るケースが一定数あるものの、一時的な養育や保護を必要としている割合は少ない状況です。本事業は育児不安の解消や虐待防止に主眼を置いていることから、必要な事業ではあるものの、実際の利用は非常に限られたケースであると考えられます。また、コロナ禍以降、徐々に利用が回復してきています。</p> <p>以上のことから、コロナ禍前の利用実績を参考に、量の見込みを算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>現行の受入施設で受入は可能なため、現行の体制を継続します。また、利用児童が安心して利用できるよう、受入施設をはじめ関係機関と密に連携し、効果的な支援を行います。</p> <p>引き続き、事業の周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、利用者にとって利用しやすい事業となるよう努めます。</p>

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や状況把握を行うとともに、養育に関する相談に応じて、必要な助言等を行います。
	<p style="text-align: center;"><u><こんにちは赤ちゃん訪問></u></p> <p style="text-align: center;">【対象】生後3～4か月の乳児のいる乳児と保護者 【訪問者】保育士（登録保育士を含む）</p>

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	人	217	209	202	199	196
確保方策 ②	人	217	209	202	199	196
過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	推計児童数は減少傾向にあります。本事業は出生した乳児のいる家庭をもれなく訪問することから、0歳児のいるすべての家庭を訪問することとし、量の見込みを算出しました。
確保方策の考え方	子育て総合支援センターに、訪問支援員として専門知識を有する職員（保育士）を配置するとともに、登録保育士を確保することで、現行の訪問の体制を継続します。

⑧ 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する相談、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
	<p>【対象】養育支援が必要な家庭 【訪問者】保健師等</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業などの取組の中で、養育支援が必要な家庭を把握し、本事業の利用につなげます。</p>

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	人	45	45	45	45	45
確保方策 ②	人	45	45	45	45	45
過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	推計児童数は減少傾向にあることや、過去の実績から近年は利用ニーズが減少していることを考慮し、量の見込みを算出しました。
確保方策の考え方	こども家庭センターに保健師などの専門知識を有する職員を配置することで、継続して訪問の体制を確保します。

⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策）

地域協議会）

事業概要	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員や関係機関の専門性の強化、地域ネットワークと関係機関、各種事業等との連携の強化を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資することを目的とした事業です。
【強化の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策調整機関の職員の専門性強化 ・関係機関との迅速な連携 ・個別ケース支援についての具体的な助言、指導 ・個別支援会議の開催 ・児童虐待に関する周知、啓発

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	か所	1	1	1	1	1
確保方策 ②	か所	1	1	1	1	1

量の見込みの考え方	要保護児童対策調整機関は、従来から市こども家庭センターに設置しており、担当職員を配置し、業務にあたっていることから、現行の体制を継続することを基本とします。
確保方策の考え方	市こども家庭センター内に要保護児童対策調整機関を設置し、各種事業と連携した支援を行う職員を継続して配置します。

⑩ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要	就学前の児童とその保護者が自由に利用し、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報の提供、子育てに関する相談を受け付けます。
	<p>【対象者】小学校就学前の児童とその保護者</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者の交流の場の提供 ・子育てに関する相談対応 ・子育てに関する情報提供 ・子育てに関する講座等の開催

▼量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
確保方策	か所	2	2	2	2	2

量の見込みの考え方	推計児童数は減少傾向にありますが、過去の実績では、新型コロナウイルス禍で大きく減少して以降、利用が回復傾向にあります。ニーズ調査の結果から、子育て支援施策の周知が不足していることがわかり、今後、より効率的な情報発信を行っていくことで、利用者の増加を見込みました。
確保方策の考え方	<p>現行の体制で事業実施は可能ではありますが、利用状況や利用者のニーズを伺いながら、センターの配置を検討します。</p> <p>【直営】倉吉市子育て総合支援センター おひさま (倉吉市上灘町 9-1)</p> <p>【委託】のびのび子育て支援センター (倉吉市上井 781-1 倉吉東児童センター内)</p>

⑪ 一時預かり事業

事業概要	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、昼間に保育所等で一時的に預かる事業です。認定こども園に在籍している児童は「預かり保育」により実施し、保育所等に在籍していない場合は、「保育所等による一時保育」により一時的に預かれます。</p> <p><u><認定こども園による預かり保育></u></p> <p>【対象児童】認定こども園に在籍する3歳から5歳までの児童 【実施施設】市内の認定こども園5か所</p> <p><u><保育所等による一時保育></u></p> <p>【対象児童】保育所等に在籍していない0歳2か月から就学前の児童 【実施施設】市内の保育所 11か所</p>
------	--

▼量の見込みと確保方策

区分		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	認定こども園	人(のべ)	7,185	7,185	7,185	7,185	7,185
	保育所	人(のべ)	81	81	81	81	81
確保方策 ②	認定こども園	人(のべ)	7,185	7,185	7,185	7,185	7,185
	保育所	人(のべ)	81	81	81	81	81
過不足 (②-①)	認定こども園	人(のべ)	0	0	0	0	0
	保育所	人(のべ)	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	<p>推計児童数や推計入所児童数は減少傾向にあります。過去の実績では、コロナ禍に一時的に利用が急激に増加しましたが、近年は、増減がありながらも利用数は落ち着いてきています。また、ニーズ調査の結果から保護者の疾病等の理由で子どもの預かり先に困るケースが一定数あります。</p> <p>以上のことから、直近の実績を参考に、量の見込みを算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>認定こども園による預かり保育については、対象児童が在園児童であるため、調整などの柔軟な対応が可能なことから、現行の体制を継続します。保育所での一時預かりは、現行の体制で受入が可能なため、継続して体制を維持します。</p>

⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要	<p>乳幼児や小学生児童等を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。</p> <p><u><依頼会員></u></p> <p>【対象者】市内に住所を有する0歳から中学校3年生までのこどものいる人</p> <p>【入会方法】センターにて説明を受け申込み</p> <p><u><提供会員></u></p> <p>【対象者】倉吉市内で活動できる20歳以上の人</p> <p>【入会方法】センター主催の養成講座を受講して申込み</p> <p><u><援助内容></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の買い物やリフレッシュなどの時のこととの預かり ・保育施設の時間外や放課後などのこととの預かり ・保育施設や児童クラブへの送迎など
-------------	---

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	人	40	40	40	40	40
確保方策 ②	人	40	40	40	40	40
過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	<p>推計児童数は減少傾向にありますが、ニーズ調査の結果から、認知度は子育て家庭全体の半数を超えることになりました。過去の実績ではコロナ禍に利用が減少しましたが、徐々に回復している状況です。</p> <p>以上のことから、直近の実績を参考に、量の見込みを算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>本市は平成22年10月に「倉吉市ファミリー・サポート・センター」を開設しました。現在の利用要件やマッチングでは、提供を断るケースはほとんどないため、現行の事業を継続して実施します。</p> <p>また、今後も安定的に提供体制を確保するため、援助会員の増員と研修の充実を図ります。</p>

⑬ 産後ケア事業

事業概要	<p>出産後に身体的及び精神的な不調があり、休養の必要がある産婦や、身近に相談できる支援者がいない産婦への専門的な相談対応やケアを行い、健やかな育児ができるように支援します。</p> <p>【対象者】 倉吉市に住所を有していて、家庭などから十分な援助が受けられない産婦、産後に心身の不調や育児不安のある産婦（乳児が健康で日常生活に支障がないこと）</p> <p>【利用日数】 デイサービス型：母子のみの場合は原則7日、乳児の場合は週に3日以内 宿泊型：原則3日以内 訪問型：3回まで</p>
-------------	---

▼量の見込みと確保方策

区分		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	宿泊型	人	40	40	40	40	40
	訪問型	人	10	10	10	10	10
	通所型	人	40	40	40	40	40
確保方策 ②	宿泊型	人	40	40	40	40	40
	訪問型	人	10	10	10	10	10
	通所型	人	40	40	40	40	40
過不足 (②-①)	宿泊型	人	0	0	0	0	0
	訪問型	人	0	0	0	0	0
	通所型	人	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	<p>推計児童数は減少傾向にあります。ニーズ調査の結果から、子育てに對して不安を感じている人について、子育て家庭の約半数が「ある」と回答されました。</p> <p>以上のことから、過去の実績等を参考に、量の見込みを算出しました。</p>
確保方策の考え方	<p>現行の体制で事業実施は可能なため、継続して実施体制を維持します。</p>

⑯ 妊婦健康診査

事業概要	妊娠届のあった妊婦に対して、妊婦健診受診券を発行し、医療機関において妊婦健診を実施するものです。
	<p>【対象者】妊婦</p> <p>【実施場所】委託した市内産婦人科医院、県医療機関等</p>

▼量の見込みと確保方策

区分		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	受診人数	人	217	209	202	199	196
	受診回数（のべ）	回	3,038	2,927	2,828	2,791	2,745
確保方策 ②	受診人数	人	217	209	202	199	196
	受診回数（のべ）	回	3,038	2,927	2,828	2,791	2,745
過不足 (②-①)	受診人数	人	0	0	0	0	0
	受診回数（のべ）	回	0	0	0	0	0

量の見込みの考え方	本市の出生数は減少傾向にあります。過去の実績では、出生数の減少により、受診者数も減少していますが、受診率は一定程度あります。以上のことから、出生数の減少から、量の見込みを算出しました。
確保方策の考え方	現状の体制で提供は可能なことから、継続して体制を維持します。

⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	未就園の乳児または幼児に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者面談と保護者に対する子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行います。
	<p>【対象児童】 0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児 【利用要件】 保護者の就労要件は問わない 　　月一定時間までの利用可能枠の範囲内 　　時間単位での利用</p>

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み ①	人(のべ)	-	360	360	360	360
	時間(のべ)	-	3,600	3,600	3,600	3,600
確保方策 ②	人(のべ)	-	360	360	360	360
	時間(のべ)	-	3,600	3,600	3,600	3,600
過不足 (②-①)	人(のべ)	-	0	0	0	0
	時間(のべ)	-	0	0	0	0

量の見込みの考え方	本事業は令和8年度から全国で本格実施が予定されている事業です。国が示している基準を参考にしつつ、ニーズ調査の結果において利用希望する保護者の割合が高かったことを踏まえて、量の見込みを算出しました。 ※利用時間は月10時間を上限として算出しています。
確保方策の考え方	本市における本事業の実施は、令和8年度から開始とします。 量の見込みを受け入れができる施設（保育所、認定こども園など）を確保します。確保にあたっては、今後国から示される詳細な事業内容等を踏まえ、関係機関と協議します。 併せて、本事業の周知、啓発を行います。

⑯ その他の事業

■子育て世帯訪問支援事業

事業概要	訪問支援員が、家事や子育てなどに対して不安・負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問し、その家庭が抱える悩みを聞き、家事や子育て等の支援を行う事業です。
確保方策の考え方	本市においては、本事業は実施していませんが、こども家庭センターに児童指導員や保健師等の専門知識を有した職員を配置し、「乳幼児訪問」をはじめとした各種訪問相談を実施しているところです。現行の各種訪問相談や窓口相談を継続しつつ、今後、関係機関と協議を行いながら、必要に応じて実施を検討していきます。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事の参加に必要な費用を助成する事業です。
確保方策の考え方	本市においては、本事業は実施していませんが、景気動向や、国の物価高対策事業を注視し、適切な支援を検討していきます。

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	多様な事業者の新規参入の支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業です。
確保方策の考え方	本市においては、本事業は実施していませんが、今後、民間事業者から多様な保育ニーズへの対応や新規事業の実施の提案があった際は、必要性を精査し、本事業の実施を検討していきます。

■児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない児童に対して、児童の居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える課題に対して、必要な支援を行うため、児童とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなどの個々の状況に応じた包括的な支援の提供を行う事業です。
------	---

確保方策の考え方	本市においては、本事業の実施はしていませんが、課題を抱える児童の居場所について、不登校やひきこもり対策の事業との連携を行いつつ、民間の活用も含めて検討していきます。
-----------------	--

■親子関係形成支援事業

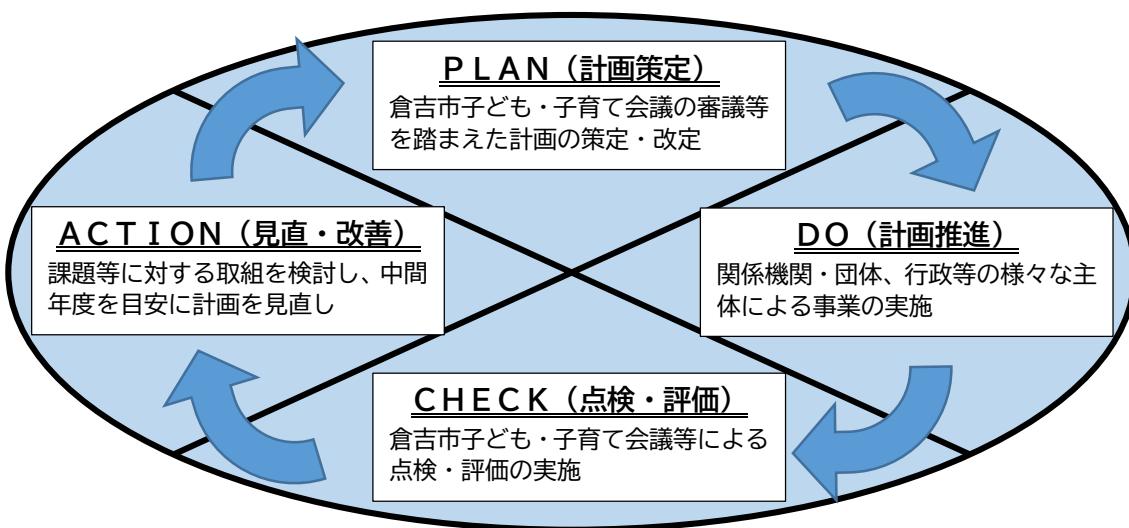
事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対して、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談、助言を実施し、同じ悩みを抱えた保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有、情報交換できる場を設けるなどの、必要な支援を行う事業です。
確保方策の考え方	本市においては、本事業の実施はしていませんが、今後、ニーズを踏まえた上で、必要に応じて、民間の活用も含めて検討していきます。

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理について

計画の適切な進行の管理を行うため、「倉吉市子ども・子育て会議」において、本計画に基づく実施状況についての点検・評価を行います。また、その結果に対して、対策を講じるなど施策の改善につなげる取組を進めていきます。（P D C Aサイクルによる進行管理）

また、中間年度（令和9年度）を目安として、必要に応じて計画の見直しを行います。



2. こども・若者・子育て当事者への意見聴取について

本計画の策定及び施策の推進、各取組の実施に当たっては、こどもや若者、子育て当事者である保護者の意見を積極的に聴取し、それぞれが置かれている状況や環境、意見を尊重することが大切です。

こども・若者・子育て当事者の意見表明の機会を確保し、施策に反映させるための取組を積極的かつ継続的に実施します。

※「第4章 基本方針Ⅲ 施策①」（56 ページ）に具体的な取組を記載

3. 国、鳥取県との連携について

本計画は国の定めることも基本法をはじめとした各種法令に基づく計画を総合的かつ一體的に実施していくこととしています。市全体でこどもや若者等の施策を推進していくために、国や鳥取県などの動向を的確に把握するとともに、連携して取組んでいきます。

4. 鳥取県中部圏域の連携について

本市は平成23年から、周辺の4町（三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町）と中部圏域における定住の促進と持続可能な圏域社会の構築に向けて、定住自立圏構想の取組を進めるため「鳥取中部定住自立圏共生ビジョン」を策定し、様々な施策を連携、共同して実施しています。

本計画に記載する一部事業においても、1市4町で連携、共同して実施しているところです。今後も、各事業において、周辺の町の状況把握や情報共有するとともに、必要に応じて連携、共同して実施するなど、こども・若者・子育て当事者のニーズに応じた柔軟な対応に努めていきます。

資料編

1. 策定経過

日時	内容
令和7年8月21日（木）	令和7年度第1回倉吉市子ども・子育て会議 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・委員委嘱、会長・副会長選出・倉吉市こども計画の策定について（概要説明）・倉吉市公立保育所再編計画の見直しについて（概要説明）
令和7年9月1日（月） ～9月30日（火）	倉吉市子ども・若者・子育て当事者へのニーズ調査の実施
令和7年11月27日（木）	令和7年度第2回倉吉市子ども・子育て会議 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・倉吉市子ども・若者・子育て当事者へのニーズ調査結果・倉吉市こども計画の策定について（素案）・倉吉市公立保育所再編計画の見直しについて（素案）
－	パブリックコメントの実施
－	令和7年度第3回倉吉市子ども・子育て会議 【内容】

2. 倉吉市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、倉吉市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し市長が必要と認める事項について、調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第1項に規定する子どもの同条第2項に規定する保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子育て会議に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、会議又は部会に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 倉吉市子ども・子育て会議委員名簿

【任期】令和7年8月21日から令和9年8月20日

区分	所属団体	職名	氏名	備考
1	子どもの保護者	倉吉市立関金保育園保護者会	会長	宮本 理絵
2		倉吉市立社保育園保護者会	会長	福田 順子
3		倉吉東こども園保護者会	会長	矢萩 陽介
4		倉吉市小学校 PTA連合会	代表者	柴田 剛史
5		倉吉市中学校・養護学校 PTA連合会	副会長	山本 美穂
6	関係団体の推薦を受けた者	倉吉市自治公民館連合会	副会長	安長 章
7		特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	会員	下吉 素子
8		公益社団法人鳥取県中部医師会	理事	浜吉 麻里
9		倉吉児童相談所	所長	田中 幹世
10	地域において子育ての支援を行う者	倉吉市民生児童委員連合協議会	地区会長	小谷 敏彦
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	因伯子供学園	主任	玉城 かおり
12		倉明園	施設長	田中 恵子
13		倉吉市公私立保育園長会	園長	興治 麗
14		倉吉市私立認定こども園協会	園長	横濱 純一
15		小鴨児童センター	館長	矢城 あかね
16	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	鳥取短期大学幼児教育学科	准教授	青木 淳英 会長

